

## 国立大学法人岡山大学管理学則（案）

〔平成16年4月1日〕  
岡大学則第1号

改正 平成17年3月24日学則第1号  
平成18年1月26日学則第1号  
平成18年3月30日学則第4号  
平成19年2月 1日学則第1号  
平成19年3月30日学則第3号  
平成20年1月31日学則第1号  
平成20年3月27日学則第4号  
平成21年1月28日学則第1号  
平成21年3月27日学則第4号  
平成22年1月28日学則第1号  
平成22年3月31日学則第3号  
平成22年7月22日学則第5号  
平成23年1月27日学則第1号  
平成23年4月26日学則第2号  
平成23年9月27日学則第3号  
平成24年1月24日学則第1号  
平成24年3月22日学則第3号  
平成24年11月28日学則第4号  
平成25年3月27日学則第3号  
平成25年9月30日学則第4号  
平成25年11月28日学則第5号  
平成26年1月28日学則第1号  
平成26年3月27日学則第4号  
平成26年6月19日学則第6号  
平成26年9月30日学則第8号  
平成26年11月27日学則第9号  
平成27年2月24日学則第1号  
平成28年2月23日学則第3号  
平成29年2月28日学則第2号  
平成29年11月28日学則第5号  
平成30年3月27日学則第1号  
平成30年9月27日学則第5号  
平成31年3月28日学則第1号  
平成31年4月16日学則第4号  
令和元年10月1日学則第5号  
令和2年3月31日学則第2号  
令和3年1月26日学則第1号  
令和4年2月1日学則第1号  
令和4年3月29日学則第3号  
令和5年3月28日学則第1号  
令和5年4月25日学則第4号  
令和 年 月 日学則第 号

## 第1章 法人

### 第1節 総則

#### (法人の目的)

第1条 国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）は、岡山大学を設置し、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。

#### (業務の範囲等)

第2条 法人は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 岡山大学（以下「本学」という。）を設置し、これを運営すること。
- 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- 三 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- 五 本学における研究の成果を普及し、及びその活動を推進すること。
- 六 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）で定めるものを実施する者に対し、出資（次号に該当するものを除く。）を行うこと。
- 七 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
- 八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 法人は、前項第6号に掲げる業務及び同項第7号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

### 第2節 役員及び職員組織等

#### (役員)

第3条 法人に、役員として学長、理事及び監事を置く。

- 2 学長は、法人の長であるとともに、第28条に定める学長となる。
- 3 役員に関し必要な事項は、別に定める。

#### (副理事)

第3条の2 法人に副理事を置くことができる。

- 2 副理事は、理事の担当業務を分掌し、これを補佐する。
- 3 副理事に関し必要な事項は、別に定める。

#### (職員)

第4条 法人に次の職員を置く。

- 一 一般職員
- 二 教育職員
- 三 医療職員
- 四 その他の職員

- 2 職員の職務は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところによるほか、学長が定めるものとする。
- 3 第1項第2号の教育職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手を教員という。
- 4 職員に関し必要な事項は、別に定める。

#### (法人監査室)

第5条 法人に、法人が定めた方針及び施策に沿って適切に業務が行われているか監査し、併せて監事との連携及び会計監査人との連絡調整を行うため、法人監査室を置く。

2 法人監査室に関し、必要な事項は、別に定める。

### 第3節 会議

#### (役員会)

第6条 法人に、法人の重要事項について学長の意思決定に先立ち議決を行う機関として、役員会を置く。

2 役員会に関し、必要な事項は、別に定める。

#### (経営協議会)

第7条 法人に、経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

#### (教育研究評議会)

第8条 法人に、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し、必要な事項は、別に定める。

#### (学長選考・監察会議)

第9条 法人に、学長候補者選考等を行う機関として、学長選考・監察会議を置く。

2 学長選考・監察会議に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第2章 大学

### 第1節 大学の目的等

#### (大学の目的)

第10条 本学は、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、日本国家及び社会の有為な形成者を育成するとともに、學術の深奥を究めて、その成果を広く社会に提供することにより、世界文化の進展に寄与することを目的とする。

#### (自己評価等)

第11条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について、全学及び学部等ごとに自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、本学の職員以外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

3 第1項の自己評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者の評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。

4 自己評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

#### (教育研究活動等の状況等の公表)

第12条 本学は、次に掲げる教育研究活動等の状況について、刊行物、ホームページ等への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、情報を公表する。

一 本学の教育研究上の目的に関すること。

二 教育研究上の基本組織に関すること。

三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。

四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。

五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。

六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。

七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。

- 八 授業料，入学料その他の本学が徴収する費用に関すること。
- 九 本学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。
- 2 本学は，前項各号に掲げる事項のほか，教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

## 第2節 大学の構成

(学部・学科・課程等)

第13条 本学に次の学部及び学科又は課程を置く。

学 部	学 科 ・ 課 程
文学部	人文学科
教育学部	学校教育教員養成課程 養護教諭養成課程
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科 物理学科 化学科 生物学科 地球科学科
医学部	医学科 保健学科
歯学部	歯学科
薬学部	薬学科 創薬科学科
工学部	工学科
農学部	総合農業科学科

2 学部又は学科に学科目を置く。

(大学院)

第14条 本学に大学院を置く。

(学術研究院)

第15条 本学に，教員組織として学術研究院を置く。

第16条 削除

(研究所)

第17条 本学に次の研究所を置く。

資源植物科学研究所

惑星物質研究所

異分野基礎科学研究所

文明動態学研究所

2 研究所に共同研究コアを置く。

(附属病院)

第18条 本学に，附属の教育研究施設として，附属病院を置く。

2 前項の附属病院の名称は，岡山大学病院とする。

(学部及び研究科附属の教育研究施設等)

第19条 本学に次の学部及び研究科附属の教育施設又は研究施設を置く。

理学部 臨海実験所，界面科学研究施設  
 農学部 山陽圏フィールド科学センター  
 社会文化科学研究科 国際連携推進センター  
 環境生命自然科学研究科 低炭素・廃棄物循環研究センター  
 医歯薬学総合研究科 薬用植物園，医療教育センター  
 法務研究科 弁護士研修センター

2 本学に次の研究所附属の研究施設を置く。

資源植物科学研究所 大麦・野生植物資源研究センター  
 異分野基礎科学研究所 国際構造生物学研究センター

第20条 削除

(全学センター)

第21条 本学に，教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行い又は教育若しくは研究のため共用する施設その他全学的業務を行う施設として，次の全学センターを置く。

評価センター  
 保健管理センター  
 環境管理センター  
 情報統括センター  
 グローバル人材育成院  
 地域総合研究センター  
 教師教育開発センター  
 中性子医療研究センター  
 自然生命科学研究支援センター  
 生殖補助医療技術教育研究センター  
 グリーンイノベーションセンター  
 AI・数理データサイエンスセンター

第22条 削除

(附属学校)

第23条 本学に次の学部附属学校を置く。

教育学部 附属幼稚園，附属小学校，附属中学校，附属特別支援学校  
 (附属図書館)

第24条 本学に附属図書館を置く。

2 前項の附属図書館に分館を置く。

第25条 削除

(規則)

第26条 第13条から第15条及び第17条から第24条までに関し，必要な事項は，別に定める。

### 第3節 機構

(機構)

第27条 本学に，本学の重要な目的を達成するための組織として，次に掲げる機構を置く。

教育推進機構  
 研究推進機構  
 安全衛生推進機構

2 教育推進機構は，入学者選抜・高大接続，共通教育・外国語教育等の全学にわたる教育，学生支援，学習・教授支援等を主な活動領域とし，本学における教育活動の向上と発展に資する，調査研究，実施推進，検証改善を行う。

- 3 研究推進機構は、本学の理念・研究目標を達成するため、研究及び産学官連携の推進を企画・立案、調整、実施し、また、研究不正の防止等研究コンプライアンスを図ることによって、本学における広範な領域の学術研究を推進し、重点的に研究拠点の形成を進め、知的資産の形成を促進するとともに、知的財産を組織的に管理・活用・保護し、研究成果の社会還元を促進し、併せて本学の財政基盤の向上に資する。
- 4 安全衛生推進機構は、本学構成員等の安全と健康の確保を図り、安全衛生に関する本学の社会的責任を果たすため、関係する他の組織と連携を図り、所要の調査・研究を行い、安全衛生に関する本学の施策・方針を企画・立案するとともに、指導・助言を行う。
- 5 前4項に規定するほか、機構に関し、必要な事項は、別に定める。

#### 第4節 職員組織その他

(学長)

第28条 本学に学長を置く。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(総括副学長)

第29条 本学に総括副学長を置くことができる。

- 2 総括副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 3 総括副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(副学長)

第29条の2 本学に副学長を置く。

- 2 副学長は、学長の校務を助ける。
- 3 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長)

第30条 本学の各学部に学部長を置く。

- 2 学部長は、その学部に関する校務をつかさどる。

(副学部長)

第31条 本学の各学部に副学部長を置くことができる。

- 2 副学部長は、学部長の職務を助ける。

(学科長)

第32条 各学部の学科に学科長を置くことができる。

- 2 学科長は、その学科に関する事項を整理する。

(研究所の所長)

第33条 本学の各研究所に所長を置く。

- 2 所長は、その研究所に関する事項を掌理する。

(副所長)

第34条 本学の各研究所に副所長を置くことができる。

- 2 副所長は、所長の職務を助ける。

(病院長)

第35条 岡山大学病院に病院長を置く。

- 2 病院長は、岡山大学病院に関する事項を掌理する。

(副病院長)

第36条 岡山大学病院に副病院長を置くことができる。

- 2 副病院長は、病院長の職務を助ける。

(学部及び研究科附属の教育研究施設等の長)

第37条 本学の学部及び研究科附属の教育施設及び研究施設並びに研究所附属の研究施設にそれぞれ長を置く。

2 前項の教育施設及び研究施設の長は、当該学部長若しくは研究科長又は研究所長の命を受け、その施設に関する事項を処理する。

(学術研究院長)

第37条の2 学術研究院に学術研究院長を置き、学長をもって充てる。

2 学術研究院長は、学術研究院に関する事項を掌理する。

(全学センターのセンター長)

第38条 全学センターにそれぞれセンター長を置く。

2 全学センターのセンター長は、その所掌する施設に関する事項を掌理する。

(全学センターの副センター長)

第39条 全学センターに副センター長を置くことができる。

2 全学センターの副センター長は、センター長の職務を助ける。

第40条 削除

第41条 削除

(附属学校園の長)

第42条 附属学校に校長(幼稚園にあつては園長)を置く。

2 附属学校の校長及び園長は、教育学部長の命を受け、その学校及び園に関する事項を処理する。

(附属図書館の館長及び分館長)

第43条 附属図書館に館長を置き、分館に分館長を置く。

2 館長は、附属図書館に関する事項を掌理する。

3 分館長は、館長の命を受け、分館に関する事項を処理する。

(副館長)

第44条 附属図書館に副館長を置くことができる。

2 副館長は、館長の職務を助ける。

(機構長)

第45条 機構にそれぞれ機構長を置く。

2 機構長は、機構に関する事項を掌理する。

(副機構長)

第46条 機構に副機構長を置くことができる。

2 副機構長は、機構長の職務を助ける。

(事務組織)

第47条 本学に、事務組織を置く。

2 事務組織に、事務職員その他必要な職員を置く。

3 事務組織に関し、必要な事項は、別に定める

(総合技術部)

第47条の2 本学に、総合技術部を置く。

2 総合技術部に関する事項は、別に定める。

(名誉教授)

第48条 本学の学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第5節 会議

(部局連絡会)

第49条 本学に、円滑な大学運営に資するため、部局連絡会を置く。

2 部局連絡会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教授会等)

- 第50条 本学の各学部，大学院の各研究科，学術研究院の各学域，各研究所及び岡山大学病院にそれぞれ教授会を置く。
- 2 教授会は，学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- 3 教授会は，学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し，及び学長等の求めに応じ，意見を述べることができる。
- 4 保健管理センター，環境管理センター，情報統括センター，グローバル人材育成院，地域総合研究センター，教師教育開発センター，中性子医療研究センター，自然生命科学研究支援センター，生殖補助医療技術教育研究センター，グリーンイノベーションセンター，AI・数理データサイエンスセンター，教育推進機構，研究推進機構及び安全衛生推進機構に，教授会として運営委員会を置く。
- 5 教授会及び教授会としての運営委員会に関し，必要な事項は，別に定める。

#### 第6節 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(組織的研修等)

- 第51条 本学は，教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため，全学及び学部等ごとに組織的な研修及び研究を実施するものとする。

#### 第7節 学生の定員等

(収容定員等)

- 第52条 学部，学科等別収容定員等は，別表第1のとおりとする。
- 2 学部，学科等の特別な教育課程を編成する場合には，別表第1に定める入学定員の範囲内で，当該教育課程の学生募集を行うことができる。
- 3 前項の学生募集に関し，必要な事項は，学部において別に定める。

### 第3章 大学院

#### 第1節 大学院の目的等

(大学院の目的)

- 第53条 岡山大学大学院（以下「大学院」という。）は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめ，又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い，文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 大学院のうち，学術の理論及び応用を教授研究し，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的としたものは，専門職大学院とする。（自己評価等）
- 第54条 大学院は，教育研究水準の向上を図るとともに，前条の目的及び第57条から第59条までの規定による修士課程，博士課程又は専門職学位課程の目的並びに社会的使命を達成するため，教育研究等の状況について，大学院及び研究科ごとに自己評価を行い，その結果を公表する。
- 2 前項の自己評価については，本学の職員以外の者による検証を受けるよう努めなければならない。
- 3 第1項の自己評価に加え，教育研究等の総合的な状況について，定期的に認証評価を受けるものとする。
- 4 前項に定めるもののほか，専門職学位課程にあつては，当該専門職学位課程の設置の目

的に照らし、教員組織その他教育研究活動の状況について、定期的に認証評価を受けるものとする。

5 自己評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究活動等の状況等の公表)

第55条 大学院に係る教育研究活動等の状況等の公表については、第12条の規定を準用する。

## 第2節 大学院の構成

(研究科、専攻、課程及び講座等)

第56条 大学院に置く研究科及び専攻並びにその課程の別は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
教育学研究科	教育科学専攻	修士課程
	教職実践専攻	専門職学位課程
社会文化科学研究科	国際社会専攻，日本・アジア文化専攻，人間社会文化専攻，法政理論専攻，経済理論・政策専攻，組織経営専攻	博士課程 (前期2年)
	社会文化学専攻	博士課程 (後期3年)
環境生命自然科学研究科	環境生命自然科学専攻	博士課程 (前期2年)
	環境生命自然科学専攻	博士課程 (後期3年)
保健学研究科	保健学専攻	博士課程 (前期2年)
	保健学専攻	博士課程 (後期3年)
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻	修士課程
	薬科学専攻	博士課程 (前期2年)
	医歯薬学専攻	博士課程
	薬科学専攻	博士課程 (後期3年)
ヘルスシステム統合科学研究科	ヘルスシステム統合科学専攻	博士課程 (前期2年)
	ヘルスシステム統合科学専攻	博士課程 (後期3年)
法務研究科	法務専攻	専門職学位課程

2 社会文化科学研究科，環境生命自然科学研究科，保健学研究科，医歯薬学総合研究科（医歯薬学専攻を除く。）及びヘルスシステム統合科学研究科の博士課程は，前期2年の博士課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の博士課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，これを修士課程として取り扱う。

- 3 法務研究科の課程は、第60条で定める法科大学院の課程とする。
- 4 教育学研究科の教職実践専攻の課程は、第60条の2で定める教職大学院の課程とする。
- 5 研究科に講座又はこれに代わる組織を置き、その種類その他必要な事項は、別に定める。
- 6 第1項から前項までに定めるもののほか、研究科に関し、必要な事項は、別に定める。

(修士課程)

第57条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(博士課程)

第58条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専門職学位課程)

第59条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(法科大学院の課程)

第60条 前条の専門職学位課程のうち、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする課程は、当該課程に関し、法科大学院の課程とする。

(教職大学院の課程)

第60条の2 第59条の専門職学位課程のうち、専ら幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする課程は、当該課程に関し、教職大学院の課程とする。

(兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の教育研究の実施)

第61条 兵庫教育大学大学院の連合学校教育学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学、兵庫教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学、滋賀大学及び岐阜大学が協力するものとする。

- 2 前項の連合学校教育学研究科に置かれる連合講座は、兵庫教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学、滋賀大学及び岐阜大学の教員とともに、本学教育学研究科の教員が担当し、又は分担するものとする。

### 第3節 教員組織

(授業担当及び研究指導)

第62条 研究科の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。

- 2 研究科の研究指導は、教授又は准教授が担当するものとする。ただし、研究科において必要があると認めるときは、講師又は助教に担当又は分担させることができる。

(研究科長)

第63条 各研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、その研究科に関する校務をつかさどる。

(副研究科長)

第64条 各研究科に、副研究科長を置くことができる。

- 2 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。

(専攻長)

第65条 各研究科の専攻に、専攻長を置くことができる。

- 2 専攻長は、その専攻に関する事項を整理する。

第4節 教育内容等の改善のための組織的な研修等  
(組織的研修等)

第66条 大学院は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、研究科ごとに組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第5節 学生の定員等  
(収容定員等)

第67条 研究科専攻別収容定員等は、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

- 2 研究科、専攻科等の特別な教育課程を編成する場合には、別表第2、別表第3及び別表第4に定める入学定員の範囲内で、当該教育課程の学生募集を行うことができる。
- 3 前項の学生募集に関し、必要な事項は、研究科において別に定める。

第4章 雑則

(学則の改廃)

第68条 この学則の改廃は、役員会の議を経て行う。

- 2 前項の役員会の審議に先立ち、法人の経営に関する部分については経営協議会において、法人の経営に関する部分を除く部分については教育研究評議会において審議を行うものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第13条及び第56条の規定にかかわらず、岡山大学学則等を廃止する規則（平成16年岡大規則第1号）第1条の規定により廃止される岡山大学学則（以下「旧学則」という。）及び岡山大学大学院学則（以下「旧大学院学則」という。）の規定により置かれた下表に掲げる岡山大学及び岡山大学大学院の学部及び学科並びに研究科及び専攻は、平成16年3月31日に当該学部等に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

学部又は研究科		学科又は専攻
岡山大学	文学部	人間学科，行動科学科，歴史文化学科，言語文化学科
	教育学部	小学校教員養成課程，中学校教員養成課程，特別教科（美術・工芸）教員養成課程
	法学部第二部	法学科
	経済学部第二部	経済学科
	薬学部	薬学科
	工学部	精密応用化学科
岡山大学大学院	文学研究科	人間学専攻，行動科学専攻，歴史文化学専攻，言語文化学専攻
	法学研究科	法務専攻，公共政策専攻，地域法政専攻
	経済学研究科	経済学専攻
	医学研究科	生理系，病理系，社会医学系，内科系，外科系
	歯学研究科	歯学専攻
	文化科学研究科	人間社会文化学専攻，産業社会文化学専攻

	自然科学研究科	物質科学専攻，生物資源科学専攻，システム科学専攻，知能開発科学専攻
--	---------	-----------------------------------

- 3 前項の規定により存続する学部等における学生の教育に係る事項については，旧学則又は旧大学院学則の例によるものとする。
- 4 旧学則第20条の規定に定める第二部主事は，法学部第二部及び経済学部第二部が存続する間，それぞれ置くものとする。
- 5 別表第1の規定にかかわらず，平成24年度から令和10年度までの学部学科等別の収容定員及び入学定員は，次の各号に掲げる表のとおりとする。

## 一 収容定員

学 部	学 科 等	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	
文学部	人文学科	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	
	計	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	
教育学部	学校教育教員養成課程	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	養護教諭養成課程	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	
	計	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	
法学部	法学科																		
	昼間コース	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	
	夜間主コース	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	
	計	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	
経済学部	経済学科																		
	昼間コース	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	
	夜間主コース	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	
	計	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	
理学部	数学科	80	80	80	80	80	80	80	80	80	89	98	98	98	98	98	98	98	
	物理学科	140	140	140	140	140	140	140	140	140	148	156	156	156	156	156	156	156	
	化学科	120	120	120	120	120	120	120	120	120	125	130	130	130	130	130	130	130	
	生物学科	120	120	120	120	120	120	120	120	120	125	130	130	130	130	130	130	130	
	地球科学科	100	100	100	100	100	100	100	100	100	103	106	106	106	106	106	106	106	
		40	40	40	40	40	40	40	40	40	20								
		計	600	600	600	600	600	600	600	600	600	610	620	620	620	620	620	620	620
医学部	医学科	662	682	702	712	715	715	712	709	706	703	700	694	682	670	658	646	634	
	保健学科																		
	看護学専攻	340	340	340	340	340	340	340	340	340	330	320	320	320	320	320	320	320	
	放射線技術科学専攻	170	170	170	170	170	170	170	170	170	165	160	160	160	160	160	160	160	
	検査技術科学専攻	170	170	170	170	170	170	170	170	170	165	160	160	160	160	160	160	160	
	計	1,342	1,362	1,382	1,392	1,395	1,395	1,392	1,389	1,386	1,363	1,340	1,334	1,322	1,310	1,298	1,286	1,274	
歯学部	歯学科	336	329	322	315	308	308	308	308	313	313	313	313	313	313	313	313	313	
	計	336	329	322	315	308	308	308	308	313	313	313	313	313	313	313	313	313	
薬学部	薬学科	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	
	創薬科学科	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	
	計	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	
工学部	工学科											610	1,220	1,860	2,530	2,560	2,590	2,620	
	従 前 の 学	機械システム系学科	320	480	640	640	640	640	640	640	640	480	320	160					
		電気通信系学科	200	300	400	400	400	400	400	400	400	300	200	100					
		情報系学科	120	180	240	240	240	240	240	240	240	180	120	60					
		化学生命系学科	280	420	560	560	560	560	560	560	560	420	280	140					
		機械工学科	160	80															

	科	物質応用化学科	120	60															
		電気電子工学科	120	60															
		情報工学科	120	60															
		生物機能工学科	160	80															
		システム工学科	160	80															
		通信ネットワーク工学科	80	40															
		計	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	計	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	2,050	2,200	2,350	2,530	2,560	2,590	2,620	2,620	
環境理工学部	従前の学部	環境数理学科	80	80	80	80	80	80	80	80	80	60	40	20					
		環境デザイン工学科	200	200	200	200	200	200	200	200	200	150	100	50					
		環境管理工学科	160	160	160	160	160	160	160	160	160	120	80	40					
		環境物質工学科	160	160	160	160	160	160	160	160	160	120	80	40					
		計	600	600	600	600	600	600	600	600	600	450	300	150					
農学部	総合農業科学科	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	
	計	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	
		9,358	9,371	9,384	9,387	9,383	9,383	9,380	9,377	9,379	9,366	9,353	9,347	9,365	9,383	9,401	9,419	9,407	

二 入学定員

学部	学科等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
文学部	人文学科	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175
	計	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175
教育学部	学校教育教員養成課程	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250
	養護教諭養成課程	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	計	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280
法学部	法学科 昼間コース	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205
	夜間主コース	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	計	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225
経済学部	経済学科 昼間コース	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205
	夜間主コース	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	計	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245
理学部	数学科	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	物理学科	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
	化学科	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	生物学科	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	地球科学科	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25

	計	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
医学部	医学科	115	115	115	115	115	115	112	112	112	112	112	109	100	100	100	100	100
	保健学科 看護学専攻	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	放射線技術科学専攻	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	検査技術科学専攻	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	計	275	275	275	275	275	275	272	272	272	272	272	269	260	260	260	260	260
歯学部	歯学科	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
	計	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
薬学部	薬学科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	創薬科学科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	計	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
工学部	工学科											610	610	610	640	640	640	640
	機械システム系学科	160	160	160	160	160	160	160	160	160								
	電気通信系学科	100	100	100	100	100	100	100	100	100								
	情報系学科	60	60	60	60	60	60	60	60	60								
	化学生命系学科	140	140	140	140	140	140	140	140	140								
	計	460	460	460	460	460	460	460	460	460	610	610	610	640	640	640	640	640
環境理工学部	環境数理学科	20	20	20	20	20	20	20	20									
	環境デザイン工学科	50	50	50	50	50	50	50	50									
	環境管理工学科	40	40	40	40	40	40	40	40									
	環境物質工学科	40	40	40	40	40	40	40	40									
	計	150	150	150	150	150	150	150	150	150								
農学部	総合農業科学科	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	計	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
合計		2,198	2,198	2,198	2,198	2,198	2,198	2,195	2,195	2,195	2,195	2,195	2,192	2,213	2,213	2,213	2,213	2,213

6 別表第2の規定にかかわらず、平成30年度から平成31年度までの研究科専攻別(法務研究科及び教育学研究科教職実践専攻を除く。)の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程 博士前期課程		前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程 博士後期課程		
		収容定員		収容定員		
		平成 30年度	平成 31年度	平成 30年度	平成 31年度	
教育学研究科	教育科学専攻	37	74	—	—	
	従前の 専攻	学校教育学専攻	6	—	—	—
		発達支援学専攻	9	—	—	—
		教科教育学専攻	47	—	—	—
		教育臨床心理学専攻	8	—	—	—

	計	107	74	—	—	
社会文化科学研究科	国際社会専攻	14	28	—	—	
	日本・アジア文化専攻	12	24	—	—	
	人間社会文化専攻	30	60	—	—	
	法政理論専攻	15	30	—	—	
	経済理論・政策専攻	6	12	—	—	
	組織経営専攻	25	22	—	—	
	社会文化学専攻	—	—	36	36	
	従前の専攻	社会文化基礎学専攻	27	—	—	—
		比較社会文化学専攻	40	—	—	—
		公共政策科学専攻	19	—	—	—
	計	188	176	36	36	
自然科学研究科	数理物理学専攻	76	76	26	22	
	分子科学専攻	48	48	—	—	
	生物科学専攻	44	44	—	—	
	地球科学専攻	32	32	—	—	
	機械システム工学専攻	196	196	—	—	
	電子情報システム工学専攻	180	180	—	—	
	応用化学専攻	100	100	19	17	
	地球惑星物質科学専攻	—	—	20	20	
	地球生命物質科学専攻	—	—	45	39	
	学際基礎科学専攻	—	—	10	20	
	産業創成工学専攻	—	—	60	57	
	従前の専攻	生命医用工学専攻	57	—	20	10
		計	733	676	200	185
	保健学研究科	保健学専攻	52	52	30	30
計		52	52	30	30	
環境生命科学研究所	社会基盤環境学専攻	60	60	—	—	
	生命環境学専攻	46	46	—	—	
	資源循環学専攻	86	86	—	—	
	生物資源科学専攻	50	50	—	—	
	生物生産科学専攻	76	76	—	—	
	環境科学専攻	—	—	66	66	
	農生命科学専攻	—	—	60	60	
	計	318	318	126	126	
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻	40	40	—	—	
	薬科学専攻	77	74	29	28	
	生体制御科学専攻	—	—	100	100	
	病態制御科学専攻	—	—	248	248	
	機能再生・再建科学専攻	—	—	112	112	
	社会環境生命科学専攻	—	—	52	52	
	計	117	114	541	540	
ヘルスシステム統	ヘルスシステム統合科学専攻	80	160	16	32	

合科学研究科	計	80	160	16	32
合 計		1,595	1,570	949	949

- 7 別表第3の規定にかかわらず、平成29年度から平成30年度までの法務研究科の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	法科大学院課程	
		収容定員	
		平成29年度	平成30年度
法務研究科	法務専攻	84	78
	計	84	78
合 計		84	78

- 8 別表第4の規定にかかわらず、平成30年度の教育学研究科教職実践専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	教職大学院の課程	
		収容定員	
		平成30年度	
教育学研究科	教職実践専攻	65	
	計	65	
合 計		65	

#### 附 則

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 改正後の第50条第1項の規定にかかわらず、医歯学総合研究科の教授会は、平成17年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、保健学研究科（修士課程）及び医歯学総合研究科は、平成17年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科の分子・生物科学専攻、薬品科学専攻、医療薬学専攻、環境システム学専攻、環境保全工学専攻、数理電子科学専攻、基盤生産システム科学専攻、物質分子科学専攻、生体機能科学専攻、生命分子科学専攻、資源管理科学専攻、地球・環境システム科学専攻及びエネルギー転換科学専攻は、平成17年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 第3項及び第4項の規定により存続する研究科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

#### 附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 改正後の第13条の規定にかかわらず、教育学部総合教育課程及び薬学部総合薬学科は、平成18年3月31日に在学する学生が当該課程又は学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の第50条第1項の規定にかかわらず、文化科学研究科の教授会は、平成18年

- 3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、文化科学研究科は、平成18年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
  - 5 第2項及び前項の規定により存続する課程及び学科並びに研究科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第15条の規定にかかわらず、特殊教育特別専攻科は、平成19年3月31日に在学する学生が当該専攻科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育専攻、障害児教育専攻、国語教育専攻、社会科教育専攻、数学教育専攻、理科教育専攻、音楽教育専攻、美術教育専攻、保健体育専攻、技術教育専攻、家政教育専攻、英語教育専攻、養護教育専攻、学校教育臨床専攻、カリキュラム開発専攻及び教育組織マネジメント専攻は、平成20年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科の地球物質科学専攻は、平成21年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、医歯薬学総合研究科創薬生命科学専攻（前期2年の博士課程）は、平成22年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第1項の規定にかかわらず、工学部の機械工学科、物質応用化学科、電気電子工学科、情報工学科、生物機能工学科、システム工学科及び通信ネットワーク工学科は、平成23年3月31日に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する学科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年11月15日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、平成24年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第50条第1項の規定にかかわらず、環境学研究科の教授会は、平成24年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、環境学研究科は、平成24年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科の物質生命工学専攻、生物資源科学専攻、生物圏システム科学専攻、先端基礎科学専攻、機能分子化学専攻及びバイオサイエンス専攻並びに医歯薬学総合研究科の創薬生命科学専攻は、平成24年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 前2項の規定により存続する研究科及び専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年1月28日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の第27条及び第50

条は、平成27年1月1日から施行する。

- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科の博士前期課程及び博士後期課程の化学生命工学専攻は、それぞれ、平成27年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育学専攻、発達支援学専攻、教科教育学専攻及び教育臨床心理学専攻並びに社会文化科学研究科の社会文化基礎学専攻、比較社会文化学専攻及び公共政策科学専攻並びに自然科学研究科の生命医用工学専攻は、それぞれ、平成30年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月16日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第1項の規定にかかわらず、工学部の機械システム系学科、電気通信系学科、情報系学科及び化学生命系学科は、それぞれ、令和5年3月31日に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第13条第1項の規定にかかわらず、工学部の機械システム系学科、電気通信系学科、情報系学科及び化学生命系学科の3年次編入学は、令和4年度まで実施するものとする。
- 4 改正後の第13条第1項の規定にかかわらず、環境理工学部並びに環境数理学科、環境デザイン工学科、環境管理工学科及び環境物質工学科は、それぞれ、令和3年3月31日に在学する学生が当該学部及び学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 第2項及び前項の規定により存続する学部及び学科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

## 附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、改正前の同条同項に規定する自然科学研究科博士前期課程の数理物理学専攻、分子科学専攻、生物科学専攻、地球科学専攻、機械システム工学専攻、電子情報システム工学専攻、応用化学専攻、博士課程の地球惑星物質科学専攻、博士後期課程の数理物理学専攻、地球生命物質科学専攻、学際基礎科学専攻、産業創成工学専攻及び応用化学専攻は、それぞれ令和5年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、改正前の同条同項に規定する環境生命科学研究科博士前期課程の社会基盤環境学専攻、生命環境学専攻、資源循環学専攻、生物資源科学専攻、生物生産科学専攻、博士後期課程の環境科学専攻及び農生命科学専攻は、それぞれ令和5年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、改正前の同条同項に規定する医歯薬学総合研究科博士課程の生体制御科学専攻、病態制御科学専攻、機能再生・再建科学専攻、社会環境生命科学専攻は、それぞれ令和5年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 前3項の規定により存続する研究科及び専攻における学生の教育に係る事項については、なお従前の例によるものとする。

## 附 則

この学則は、令和5年4月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

## 附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第52条関係)

学 部	学 科 等	収容定員	入学定員	編入学定員
文学部	人文学科	700	175	
	計	700	175	
教育学部	学校教育教員養成課程	1,000	250	
	養護教諭養成課程	120	30	
	計	1,120	280	
法学部	法学科			
	昼間コース	820	205	
	夜間主コース	80	20	
	計	900	225	
経済学部	経済学科			
	昼間コース	820	205	
	夜間主コース	160	40	
	計	980	245	
理学部	数学科	98	20	9
	物理学科	156	35	8
	化学科	130	30	5
	生物学科	130	30	5
	地球科学科	106	25	3
	計	620	140	30
医学部	医学科	625	100	5
	保健学科			
	看護学専攻	320	80	
	放射線技術科学専攻	160	40	
	検査技術科学専攻	160	40	
	計	1,265	260	5
歯学部	歯学科	313	48	5
	計	313	48	5
薬学部	薬学科	240	40	
	創薬科学科	160	40	
	計	400	80	
工学部	工学科	2,620	640	30
	計	2,620	640	30
農学部	総合農業科学科	480	120	
	計	480	120	
合 計		9,398	2,213	70

備考 1 理学部及び工学部の編入学定員は、第3年次編入学定員である。

2 医学部医学科及び歯学部の編入学定員は、第2年次編入学定員である。

別表第2（第67条関係）

研究科名	専攻名	修士課程		前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程	
		博士前期課程 収容定員	入学定員	博士後期課程 収容定員	入学定員
教育学研究科	教育科学専攻 計	人	人	人	人
		74	37	—	—
		74	37	—	—
社会文化科学研究科	国際社会専攻	28	14	—	—
	日本・アジア文化専攻	24	12	—	—
	人間社会文化専攻	60	30	—	—
	法政理論専攻	30	15	—	—
	経済理論・政策専攻	12	6	—	—
	組織経営専攻	22	11	—	—
	社会文化学専攻	—	—	36	12
	計	176	88	36	12
環境生命自然科学 学研究科	環境生命自然科学専 攻 計	1002	501	288	96
		1002	501	288	96
保健学研究科	保健学専攻 計	52	26	30	10
		52	26	30	10
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻	40	20	—	—
	薬科学専攻	74	37	18	6
	医歯薬学専攻	—	—	512	128
	計	114	57	530	134
ヘルスシステム 統合科学研究科	ヘルスシステム統合 科学専攻 計	160	80	48	16
		160	80	48	16
合	計	1,578	789	932	268

別表第3（第67条関係）

研究科名	専攻名	法科大学院の課程	
		収容定員	入学定員
法務研究科	法務専攻 計	人	人
		72	24
		72	24
合	計	72	24

別表第4（第67条関係）

研究科名	専攻名	教職大学院の課程	
		収容定員	入学定員
教育学研究科	教職実践専攻 計	人	人
		90	45
合	計	90	45

## 岡 山 大 学 学 則

〔平成16年4月1日〕  
〔岡大学則第2号〕

改正 平成16年 7月29日学則第4号  
 平成17年 3月24日学則第1号  
 平成17年12月 1日学則第2号  
 平成18年 1月26日学則第2号  
 平成19年11月29日学則第5号  
 平成20年 1月31日学則第2号  
 平成21年 1月28日学則第2号  
 平成21年 3月27日学則第5号  
 平成22年 1月28日学則第2号  
 平成22年 9月30日学則第6号  
 平成25年 1月28日学則第1号  
 平成26年 1月28日学則第2号  
 平成26年 4月30日学則第5号  
 平成26年 6月19日学則第7号  
 平成28年 1月26日学則第1号  
 平成28年 2月23日学則第4号  
 平成28年 3月29日学則第6号  
 平成29年 1月31日学則第1号  
 平成29年 8月 1日学則第4号  
 平成30年 3月27日学則第2号  
 平成30年 7月 5日学則第4号  
 平成30年 9月27日学則第6号  
 平成31年 3月28日学則第2号  
 令和 2年 2月28日学則第1号  
 令和 4年 2月 1日学則第2号  
 令和 5年 3月28日学則第2号

## 第1章 学年，学期及び休業日

(学年)

第1条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

(学期)

第2条 1学年における授業期間を4学期に分ける。

2 前項の4学期のうち2つの学期の開始日は，それぞれ4月1日及び10月1日とし，他の2つの学期の開始日及び各学期の終了日は別に定める。

(休業日)

第3条 学年中定期休業日は，次のとおりとする。

- 一 土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 二 夏季休業 8月11日から9月30日まで  
 冬季休業 12月25日から翌年1月4日まで  
 春季休業 2月15日から3月31日まで

- 2 臨時休業日は、その都度学長が定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、必要がある場合には、休業日において授業を行うことがある。

第2章 修業年限、教育課程、履修方法等  
(修業年限)

第4条

各学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科にあつては、6年とする。

(最長在学年限)

第5条 各学部学生の在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

- 2 第25条及び第26条の規定により入学した学生の在学期間は、入学後の在学すべき年数の2倍の年数を超えることができない。

(教育課程の編成方針)

第6条 教育課程は、岡山大学（以下「本学」という。）及び学部の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

- 2 本学及び学部の教育上の目的に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育課程の編成方法等)

第7条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

一 教養教育科目

- イ 知的理解科目
- ロ 言語科目
- ハ 実践知・感性科目
- ニ 汎用的技能と健康科目
- ホ 導入教育科目
- ヘ 高年次教養科目

二 専門教育科目

- イ 専門基礎科目
- ロ 専門科目

- 2 各学部は、個々の授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して教育課程を編成するものとする。
- 3 本学は、各学部が編成する教育課程のほか、学生が所属する学部及び学科又は課程の専攻に係る分野において学習した知識をさらに広い視野のもとで有効に活かせることのできる能力を養うための教育課程（以下「副専攻コース」という。）を開設することができるものとする。
- 4 本学は、各学部が編成する教育課程のほか、社会のグローバル化に対応して国又は地域で活躍する中核的人材を育成するための教育課程として、グローバル人材育成特別コースを開設する。
- 5 本学は、各学部が編成する教育課程のほか、特定分野又は特定課題に関する体系的な教育課程として、特定プログラムを開設することができるものとする。
- 6 副専攻コース、グローバル人材育成特別コース及び特定プログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

(グローバル・ディスカバリー・プログラム)

第7条の2 各学部（医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除く。）に、学生自らの課題提案型履修プログラムを核とし、特定の学問領域又は複数の学問領域にわたって学

修することのできる教育課程として、岡山大学グローバル・ディスカバリー・プログラム（以下「プログラム」という。）を置くことができる。

- 2 プログラムの設置、運営、教育課程、学生の在籍に関する事項等に関し、必要な事項は、学長が定める。

（履修方法及び上限設定等）

第8条 第7条の区分により開設する授業科目、その単位数、履修方法等については、各学部の定めるところによる。

- 2 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。
- 3 各学部は、前項に定める単位を優れた成績をもって修得した学生については、次の1年間又は次学期に、上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（長期にわたる教育課程の履修）

第9条 各学部は、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（授業の方法）

第10条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 各学部は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条第2項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 各学部は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 各学部は、大学設置基準第25条第4項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

（単位の計算方法）

第11条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
  - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術の分野における個人指導による実技については、各学部が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
  - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（成績評価基準等の明示等）

第12条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあ

らかじめ明示する。

- 2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(単位の授与)

第13条 授業科目を履修した者に対しては、試験の成績又は研究報告の成果等を前条第2項の成績評価基準に照らして評価し、合格した者に単位を授与する。

- 2 単位修得の認定は、担当教員が行う。

(成績等の評価)

第13条の2 前条第1項の評価は、100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

- 2 前項の評価の評語は、90点以上を「A+」、80点から89点までを「A」、70点から79点までを「B」、60点から69点までを「C」及び59点以下を「F」とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、試験の成績又は研究報告の成果等を点数をもって評価することができない場合は、「修了」又は「認定」の評語をもって合格の評価とすることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、成績等の評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

(他学部における授業科目の履修)

第14条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が他の学部において開設する授業科目について修得した単位を、卒業の要件となる単位として認定することができる。

(大学院授業科目の履修)

第14条の2 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目を履修することができる。

- 2 大学院授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第15条 教育上有益と認めるときは、各学部は、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 3 第1項の規定は、休学期間中に他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において授業科目を履修した場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第16条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他大学設置基準第29条に基づき文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

- 2 前項の規定により授与することができる単位数は、前条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に、大学若し

くは外国の大学（外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）又は短期大学若しくは外国の短期大学（外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第31条第1項に定める科目等履修生及び第2項に定める特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。
- 3 前2項の規定により、修得したものとみなし、又は授与することのできる単位数は、転学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第15条及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

### 第3章 入学、転学、留学、休学、退学、再入学、除籍及び復籍等 (入学の時期)

第18条 入学の時期は、4月又は10月とする。

#### (入学の資格)

第19条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- 七 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 八 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者で、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 九 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

#### (入学志願の手続)

第20条 入学志願者は、所定の手続きにより願出しなければならない。

#### (入学者の選考)

第21条 入学志願者に対しては、学力試験等を行い、学部長の申出に基づき、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関し、必要な事項は、別に定める。

(入学の手続)

第22条 合格者は、所定の期日までに入学の手続をしなければならない。

2 入学の手続きに関し、必要な事項は、別に定める。

(入学の許可)

第23条 学長は、前条の入学の手続を経た者に対し、入学を許可する。

(入学の宣誓)

第24条 入学を許可された者は、別に定めるところにより宣誓しなければならない。

2 正当な事由なくして前項の宣誓を行わないときは、入学の許可を取消す。

(編入学)

第25条 編入学定員により、理学部又は工学部の第3年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、入学を許可する。

一 大学を卒業した者（外国の大学を卒業した者及び外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）を含む。次項、次条及び第26条において同じ。）

二 短期大学を卒業した者（外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）を含む。次条において同じ。）

三 高等専門学校を卒業した者

四 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

五 学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者

六 その他本学において前4号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

2 編入学定員により、医学部医学科又は歯学部歯学科の第2年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、入学を許可する。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

3 前2項の規定により編入学した者の在学すべき期間は、第4条に規定する修業年限から第2年次に編入学した者にあつては1年、第3年次に編入学した者にあつては2年を控除した年数とする。

第25条の2 前条に規定するもののほか、次の各号の一に該当する者で、本学の学部に編入学を志願するものがある場合は、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

一 大学を卒業した者

二 短期大学を卒業した者

三 高等専門学校を卒業した者

四 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

五 学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者

六 旧国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）による国立養護教諭養成所を卒業した者

七 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者

八 その他本学において第1号から第7号までに掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

（学士入学）

第26条 次に掲げる者については、第21条の規定にかかわらず、別に選考の上、学士入学として入学を許可することがある。

一 本学の学部を卒業した者で更に他の学部又は同一学部の他の学科又は課程に入学を志願する者

二 他の大学を卒業した者で入学を志願する者

三 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者で入学を志願する者

2 前項の規定により入学した者の在学すべき期間は、2年以上とする。

（転学）

第27条 他の大学に在学している者、外国の大学に在学している者及び外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で本学の学部に入転学を志願する者がある場合は、選考の上、入学を許可することがある。

2 本学学生が他の大学に転学を志願する場合の取扱いについて、必要な事項は、別に定める。

第28条 削除

（転学部等）

第29条 本学の学生で、本学の他の学部又は同一学部の他の学科・課程若しくは専攻に転学部又は転学科・課程若しくは転専攻（以下「転学部等」という。）を志願する者がある場合は、選考の上、転学部等を許可することがある。

2 新たに入学を志願する者の例によって本学の他の学部又は同一学部の他の学科・課程若しくは専攻に入学を志願する場合は、在学のままでよい。ただし、現に在学する学部長の許可書を、出願の際願書に添えなければならない。

（在学期間の通算）

第30条 第25条の2、第27条及び前条の規定により入学又は転学部等を許可された者の在学期間の通算については、その学部の認定により前学校、前学部、前学科・課程又は前専攻の在学期間以内においてその学部、学科・課程又は専攻に在学したものとみなすことができる。

2 第45条に規定する科目等履修生及び第62条第2項に規定する特別の課程履修生（いずれも大学の学生以外の者に限る。）が本学に入学した場合で、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して当該学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えてはならない。

3 前項の規定による修業年限の通算は、各学部の定めるところにより、科目等履修生及び特別の課程履修生として一定の単位を修得した者に対し、第17条第1項の規定により本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案し

て行うものとする。

(編入学等に対する準用)

第31条 第22条から第24条までの規定は、編入学、学士入学、転学及び再入学を許可された者に準用する。

(留学)

第32条 学部長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき学生が当該大学又は短期大学に留学することを認めることができる。

2 前項による留学の期間は、第4条に規定する修業年限に算入するものとする。

3 第15条第1項及び第16条第2項の規定は、学生が留学する場合について準用する。

(休学)

第33条 学生が疾病その他やむを得ない事由により、2月以上修学することができない場合は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて願書を提出し、学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項による休学者でその事由が止むときは、休学期間中であっても学部長の許可を得て復学することができる。

3 学生が疾病のため修学することが適当でないと認める場合は、学部長は、学長の承認を得て、当該学生に対し休学を命ずることができる。

4 前項による休学者で休学期間内にその事由がなくなった者に対しては、学部長は、学長の承認を得て、ただちに復学させなければならない。

(休学期間)

第34条 休学期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある者に対しては、学部長は、2年以内の休学を許可することができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることはできない。

(休学期間の取扱い)

第35条 休学期間は、在学期間に算入しない。ただし、通算して3月以下の場合に限り、第39条に規定する卒業要件の期間に算入するものとする。

(願による退学)

第36条 学生が疾病その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、所定の書式でその旨を学部長を通して学長に願い出て、学長の許可を受けなければならない。

2 学部長は、学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、教授会の議を経て、当該学生に対して退学を勧告することができる。

(再入学)

第37条 前条の定めにより退学した者で再入学を願い出たものに対しては、審議の上、これを許可することがある。ただし、再入学を許可する場合は、原則として、再度原年次に入学させるものとする。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、学部長の申出により学長が除籍する。

一 死亡又は行方不明の者

二 疾病、学力劣等及びその他の事由により成業の見込みがないと認められた者

三 所定の在学期間を超えた者

四 入学料の免除を申請し、免除の不許可若しくは一部免除の許可になった者又は入学料の徴収猶予を申請した者で、それぞれ別に定める期日までに入学料を納入しないもの

五 当該年度の末日（当該年度の中途において所定の在学期間を超えることとなる場合

にあつては、その超えることとなる日の前日)までに授業料を納入しない者  
(復籍)

第38条の2 前条第5号に該当することにより除籍された者で、未納の授業料に相当する金額を納入して復籍を願い出たものに対しては、審議の上、これを許可することがある。

2 復籍の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 卒業及び学士の学位

(卒業の要件)

第39条 卒業の要件は、第4条に規定する修業年限以上在学し、124単位以上(医学部医学科及び歯学部にあつては、188単位以上。薬学部薬学科にあつては、186単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。))を各学部の定めるところにより修得することとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第10条第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、各学部において、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、第10条第1項の授業の方法によって64単位以上の修得がなされていれば、同条第2項の授業の方法により修得する単位数については、60単位を超えることができるものとする。

(卒業の認定)

第40条 前条に定める卒業の要件を満たした者については、学部長の申出に基づき、学長が卒業を認定する。

(早期卒業)

第41条 前条の規定にかかわらず、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科の課程に在学する場合を除き、本学に3年以上在学し、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得した学生が、学校教育法第89条に規定する卒業(以下「早期卒業」という。)を希望する場合は、学長は、学部長の申出に基づき、卒業を認定することができる。ただし、早期卒業の認定を行う学部にあつては、その卒業認定の基準を定め、公表しておかなければならない。

2 本学に他の大学からの転入学、学士入学した者に係る早期卒業の必要在学年数については、学校教育法施行規則第149条の定めるところによる。ただし、転学、退学又は卒業した大学に入学した時期が平成12年4月1日前である者は、前項を適用しない。

(学士の学位)

第42条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

(規則への委任)

第43条 学士の学位授与に関し、必要な事項は、別に定める。

#### 第5章 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生、委託生 及び外国人留学生

(聴講生)

第44条 学部所定の授業科目のうち、一又は複数の授業科目について聴講を志願する者があるときは、その学部の授業、研究及び設備に妨げのない限り、その学部において選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第45条 本学の学生以外の者で、学部等が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該授業科目を開設する学部等の授業、研究及び設備に妨げのない限り、その学部等において選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与することができる。

2 前項の単位の授与については、第13条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第46条 他の大学（短期大学及び高等専門学校並びに外国の大学及び短期大学を含む。）の学生で、学部等の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として履修を認めることができる。

(専攻生)

第47条 本学において特定の専門事項について専攻を希望する者があるときは、その学部の授業、研究及び設備に妨げのない限り、その学部において選考の上、専攻生として入学を許可することがある。

(研究生)

第48条 本学において特定の事項について研究を希望する者があるときは、その学部の授業、研究及び設備に妨げのない限り、その学部において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 前項の規定は、資源植物科学研究所、惑星物質研究所、異分野基礎科学研究所及びグローバル人材育成院について準用する。

(委託生)

第49条 公の機関等からその所属職員につき、聴講科目若しくは研究事項を定め、又は研修について、委託の願い出があるときは、その学部の授業、研究及び設備に妨げのない限り、その学部において選考の上、委託生として入学を許可することがある。

(聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び委託生に関する規程)

第50条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び委託生に関し、必要な事項は、本学及び学部等の定めるところによる。

2 第48条第2項により受け入れる研究生については、資源植物科学研究所、惑星物質研究所、異分野基礎科学研究所及びグローバル人材育成院の定めるところによる。

(学部学生に関する規定の準用)

第51条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び委託生については、本章に定めるもののほか、学部学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

第52条 外国人で大学において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として許可することがある。

2 外国人留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第6章 授業料、入学料及び検定料

(授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法)

第53条 学部の学生の授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法に関し、必要な事項は、別に定める。

2 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び特別の課程履修生の授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法に関し、必要な事項は、別に定める。

(既納の授業料、入学料及び検定料)

第54条 既納の授業料、入学料及び検定料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料相当額については、当該授業料を納入し

ていた者の申出により、これを返還する。

一 入学を許可するときに授業料を納入していた者が入学年度の前年度の3月31日（10月に入学する者にあつては入学年度の9月30日）までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

二 前半期（4月から9月をいう。）分授業料徴収の際、後半期（10月から3月までをいう。以下同じ。）分授業料を併せて納入していた者が後半期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合における後半期分授業料相当額

3 第1項の規定にかかわらず、入学者選抜において、出願書類等による選抜（以下「第一段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第二段階目の選抜」という。）を行う場合における検定料については、第一段階目の選抜で不合格となった者に対しては、当該者の申出により第二段階目の選抜に係る額に相当する額を返還するものとする。

（入学料の免除及び徴収猶予）

第55条 入学料の納入が経済的理由により困難であると認められる者等については、本人の申請に基づき、別に定めるところにより、その入学料を免除又は徴収猶予することができる。

（授業料の免除及び徴収猶予）

第56条 授業料の納入が経済的理由により困難であると認められ、かつ、学業優秀と認められる者等については、別に定めるところにより、その授業料を免除又は徴収猶予することができる。

（検定料の免除）

第56条の2 検定料の納入が経済的理由により困難であると認められる者等については、本人の申請に基づき、別に定めるところにより、その検定料を免除することができる。

## 第7章 賞罰

（表彰）

第57条 学生で学術、課外活動及び性行が優秀であつて他の学生の範とする者があるときは、学部長の推薦により学長が表彰することがある。

2 表彰に関し、必要な事項は、別に定める。

（懲戒）

第58条 本学の諸規則に違背し、又は学生の本分に反する行為がある者は、所定の手続きを経て、学長又は学長の委任を受けた学部長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とし、必要な事項は別に定める。

（停学期間の取扱い）

第59条 停学期間は、在学期間に算入する。ただし、当該停学期間が通算して3月を超える場合は、第39条に規定する卒業要件の期間には、算入しないものとする。

## 第8章 学生寮

（学生寮）

第60条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮は、学長の監督に属する。

3 寄宿料の額及び徴収方法に関し、必要な事項は、別に定める。

4 学生寮に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第9章 奨学金

## (奨学制度)

第61条 本学に奨学制度を設ける。

2 前項の制度の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第10章 履修証明書を交付する特別の課程

## (特別の課程)

第62条 本学は、本学の学生以外の者を対象として、学校教育法第105条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成することができる。

2 本学の学生以外の者で特別の課程を履修する者を特別の課程履修生という。

3 前項に規定する者に対し、単位を授与することができる。

4 特別の課程を修了した者には、単位の授与の有無に関わらず、修了の事実を証する証明書を交付する。

5 第1項から第4項に規定するほか、特別の課程に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第11章 全学講義及び公開講座

## (全学講義)

第63条 広く全学生の教養を高めるため、全学講義を開催する。

## (公開講座)

第64条 社会人の教養を高め教育文化の向上に資するため、公開講座を開設する。

## 第12章 課外活動

## (課外活動)

第65条 本学の課外活動に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第13章 雑則

## (学則の改廃)

第66条 この学則の改廃は、役員会の議を経て行う。

2 前項の役員会の審議に先立ち、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）の経営に関する部分については経営協議会において、法人の経営に関する部分を除く部分については教育研究評議会において審議を行うものとする。

## 附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 岡山大学学則等を廃止する規則（平成16年岡大規則第1号）第1条の規定により廃止される岡山大学学則（以下「旧学則」という。）の規定により入学した者に係る修業年限、教育課程、履修方法等並びに卒業及び学士の学位については、旧学則の例による。

3 この学則施行の際現に旧学則第88条の規定によりなされた懲戒については、第58条の規定に基づきなされた懲戒とみなす。

## 附 則

この学則は、平成16年7月29日から施行する。

## 附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の第7条第3項及び第4項に係る規定は、平成17年度入学生から適用する。

3 改正後の第19条第6号の規定にかかわらず、廃止された大学入学検定試験規程（昭

和23年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者についても、本学に入学することのできる者とする。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第41条第1項に規定する早期卒業の薬学部創薬科学科の学生への適用は、平成18年度以降の入学生からとし、薬学部総合薬学科の学生には適用しない。

附 則

この学則は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第28条第6号及び第41条第2項の改正規定は、平成20年1月31日から施行し、平成19年12月26日から適用する。
- 2 改正後の第13条の2の規定は、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度の編入学に関する改正後の第25条第2項の規定の適用については、同項中「医学部医学科の第2年次」とあるのは「医学部医学科の第2年次若しくは第3年次」とする。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月30日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 法学部夜間主コース及び経済学部夜間主コースにおける学期については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該コースに在籍する学生が、当該コース以外の学部等が開設する授業科目を履修する場合を除く。
- 3 改正後の第7条第1項の規定は、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成29年10月1日から施行する。

2 改正後の第7条の2の規定にかかわらず、岡山大学マッチングプログラムコースは、平成29年9月30日に在学する学生が当該岡山大学マッチングプログラムコースに在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 前項の規定により存続するマッチングプログラムコースに係る事項については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年9月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

## 岡山大学大学院教育学研究科規程（案）

〔平成16年4月1日〕  
岡大院教規程第1号

改正 平成17年 3月18日規程第1号  
 平成18年 3月16日規程第1号  
 平成19年 2月22日規程第1号  
 平成20年 3月11日規程第1号  
 平成20年 9月25日規程第3号  
 平成21年 2月25日規程第1号  
 平成21年 3月12日規程第2号  
 平成22年 2月24日規程第2号  
 平成23年 2月24日規程第2号  
 平成24年 3月13日規程第1号  
 平成26年 1月23日規程第1号  
 平成27年 2月20日規程第1号  
 平成28年 2月19日規程第1号  
 平成29年 3月 7日規程第1号  
 平成29年 7月27日規程第2号  
 平成29年12月28日規程第3号  
 平成30年 3月 1日規程第1号  
 平成30年 4月27日規程第2号  
 平成31年 2月28日規程第2号  
 令和 2年 3月10日規程第1号  
 令和 3年 3月11日規程第1号  
 令和 4年 1月27日規程第1号  
 令和 4年 3月10日規程第2号  
 令和 5年 3月 9日規程第1号  
 令和 5年 7月26日規程第2号  
 令和 〇年 〇月 〇日規程第〇号

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号）及び岡山大学大学院学則（平成16年岡大学則第3号）に基づき、岡山大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（研究科の目的）

第2条 研究科の専門職学位課程は、学校教育に関する理論と実践を教授研究し、教育現場の課題について、理論との架橋・往還・融合を通して高度にマネジメントし遂行できる総合的・実践的な力量（高度教育実践力）を備えた高度専門職業人としての教員を養成することを目的とする。

2 研究科の修士課程は、教育に関する様々な事象を教育科学として開拓的に広く捉え、そこに見出される課題を実証的・体系的に教授研究し、教育科学の発展に資するとともに、豊かな学識と高度な課題解決能力を備えた人材を養成することを目的とする。

（自己評価等）

第3条 研究科は、研究科に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の教職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

（教育研究等の状況の公表）

第4条 研究科は、教育研究及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。

（研究科長）

第4条の2 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

3 研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

（副研究科長）

第4条の3 研究科に、副研究科長を置く。

2 副研究科長に関し、必要な事項は別に定める。

（教授会）

第4条の4 研究科に、岡山大学大学院教育学研究科教授会（以下「教授会」という。）を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

（専攻長及び副専攻長）

第4条の5 各専攻に、専攻長及び副専攻長を置く。

2 専攻長及び副専攻長に関し、必要な事項は別に定める。

（附属施設）

第4条の6 研究科に、次の各号に掲げる附属施設を置く。

一 実践データサイエンスセンター

二 ESD 協働推進センター

三 国際創造性・STEAM 教育開発センター

2 前項各号に定めるセンターに関し、必要な事項は別に定める。

第5条 削除

（専攻）

第6条 研究科の専門職学位課程に教職実践専攻を置く。

2 研究科の修士課程に教育科学専攻を置く。

第6条の2 削除

（学期）

第6条の3 研究科の1学年における授業期間を4学期に分ける。

（授業科目及び研究指導）

第7条 研究科の授業科目及びその単位数は別表1に掲げるとおりとする。ただし、別表1に掲げる授業科目のほか、教授会の議を経て特別に授業科目を開設することがある。

2 研究科における学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）については、別に定めるところによる。

（指導教員）

第8条 研究科の専門職学位課程は、授業科目の履修の指導を行うため、各学生ごとに指導教員を定める。

2 研究科の修士課程は、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うため、各学生ごとに指導教員を定める。

3 指導教員は、研究科担当の専任の教授とする。ただし、必要があるときは、教授会が認めた研究科担当の専任の准教授とすることができる。

## (教育方法)

第9条 研究科の専門職学位課程における教育は、授業科目の授業によって行うものとする。

2 研究科の修士課程における教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

## (教育方法の特例)

第10条 研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 前項の取扱いに関し必要な事項については、別に定める。

## (授業の方法)

第10条の2 授業は講義、演習、実験又は実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 研究科の専門職学位課程においては、前項のほか事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適当な方法により授業を行うものとする。

## (履修方法)

第11条 研究科の専門職学位課程の学生は、別表1に掲げる授業科目のうちから指導教員の指示を受けて、別表2に定める単位数を履修しなければならない。

2 研究科の修士課程の学生は、別表1に掲げる授業科目のうちから指導教員の指示を受けて、別表2(2)-1に定める単位数を履修し、かつ、研究指導を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、大学院設置基準第14条を適用する学生は、教授会の協議を経て、別表2(2)-2に定める単位数を履修することができる。

4 学生は、履修しようとする授業科目について、指定した期限内に所定の手続きにより研究科長に届け出なければならない。

5 前項の期限内に所定の手続きを完了しない者は、履修を認めない。ただし、特別の事情がある場合に限り、履修を認めることがある。

6 学生は、指導教員の承認を得て、本学大学院の他の研究科の授業科目を履修することができる。

## (他の大学の大学院における授業科目の履修)

第11条の2 他の大学(外国の大学を含む。)の大学院の授業科目を履修しようとするときは、所定の様式により指導教員を経て、研究科長に願い出なければならない。

2 前項の規定により学生が修得した単位は、15単位を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により研究科の専門職学位課程の学生が修得した単位は、23単位を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

## (他大学の大学院等の研究指導)

第11条の3 研究科において教育研究上有益と認めるときは、修士課程の学生が他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを当該大学又は研究所等との協議に基づき認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、課程修了の要件となる必要な研究指導とみなすことができる。

## (長期にわたる教育課程の履修)

第12条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科長は、教授会の議を経て、長期履修学生としてその計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることがある。

2 長期履修の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

（単位の計算方法）

第13条 授業科目の単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

三 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

（単位修得の認定）

第14条 各授業科目の単位の認定は、試験、研究報告又は平素の成績等により、担当教員が行うものとする。

2 本学大学院の他の研究科又は他大学の大学院で修得した単位の認定は、当該大学院等の発行した単位修得証明書により教授会において行うものとする。

（連携協定に基づく教員研修等における学修）

第14条の2 研究科の専門職学位課程においては、独立行政法人教職員支援機構若しくは教育委員会との連携協定又は外国の大学等との大学間交流協定若しくは部局間交流協定によって実施され、研究科が当該課程の教育水準を有すると認める教員研修等における学修を、当該課程における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

2 前項の規定により授与することができる単位数は、第11条の2第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて23単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位）

第15条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に本学若しくは他の大学の大学院又は外国の大学院（外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条により準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、転学等の場合を除き、15単位を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

2 前項の規定によりみなすことのできる単位数は、第11条の2第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 研究科の専門職学位課程においては、学生が当該課程に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、当該課程における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、研究科の専門職学位課程においては、第1項及び第3項の規定により、修得したものとみなし、又は授与することのできる単位数は、第11条の2第3項及び第14条の2第2項により修得したものとみなし、又は授与することのできる単位数と合わせて23単位を超えないものとする。

（追試験）

第16条 病気その他やむを得ない事情により、正規の試験を受けることができなかった者については追試験を行うことができる。

（成績評価基準の明示等）

第17条 研究科の専門職学位課程は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

2 研究科の専門職学位課程は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

第17条の2 研究科の修士課程は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 研究科の修士課程は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(指導教員の変更)

第18条 指導教員の変更は認めない。ただし、特別の事情がある者に限り、教授会の議を経て許可することがある。

(修了要件)

第18条の2 教職実践専攻の修了要件は、2年以上在学し、46単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、主として実務の経験を有する者で、教育上の必要があると認められるときは、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 研究科において教育上有益と認めるときは、教職実践専攻において、研究科に入学する前の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員としての実務の経験を有する者について10単位を超えない範囲で、別表2の学校における実習科目により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。ただし、免除することができる単位数は、第11条の2第3項、第14条の2第2項及び第15条第5項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて23単位を超えないものとする。

3 教育科学専攻の修了要件は、2年以上在学し、34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

4 第15条第1項の規定により、教育科学専攻の修了要件となる単位を修得したと認めるときは、その単位(入学資格を有した後、修得したものに限る。)数、修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で研究科が定める期間、在学したものとみなすことができる。ただし、当該専攻には1年以上在学するものとする。

(学位論文の提出)

第19条 学位論文を提出しようとする者は、1年以上在学し、15単位以上を修得していなければならない。

(学位論文及び最終試験)

第20条 最終試験は、第11条第2項若しくは第3項に定めた単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者について行う。

2 学位論文の提出及び最終試験の期日は、あらかじめ指示する。

(学位)

第20条の2 教職実践専攻を修了した者には、教職修士(専門職)の学位を授与する。

第20条の3 教育科学専攻を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 学位に付記する専攻分野の名称は、教育学又は教育データサイエンスとする。

(科目等履修生)

第21条 本学大学院の学生以外の者で、研究科の授業科目の履修を志願する者がいるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第22条 他大学(外国の大学を含む。)の大学院の学生で研究科の授業科目の履修を志願する者は、所定の願書を添え、当該大学の大学院を経て、研究科長に願い出なければならない。

(研究生)

第23条 研究科において特定の事項について研究を希望する者があるときは、教授会において選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 前項により入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者でなければならない。

(特別研究学生)

第23条の2 他大学(外国の大学院を含む。)の大学院等の学生で、研究科の特別研究学生として研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学等との協議に基づき、許可することがある。

2 前項により入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者でなければならない。

(教育職員免許状)

第24条 研究科において、免許状授与の所要資格を得ることができる免許状の種類は、別表3に掲げるとおりとする。

2 前項の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の定めるところにより所定の単位を修得しなければならない。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、研究科に関する必要な事項は、教授会が定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前の入学者については、岡山大学教育学研究科規程等を廃止する規程(平成16年岡大院教規程第1号)により廃止される岡山大学教育学研究科規程(昭和55年岡山大学教育学研究科規程第1号)の例による。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前の入学者については、改正後の岡山大学大学院教育学研究科規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 平成19年度以前の入学者については、改正後の岡山大学大学院教育学研究科規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者については、改正後の岡山大学大学院教育学研究科規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 平成20年度及び平成21年度の入学者については、改正後の岡山大学大学院教育学研究科規程第11条の2第3項、第15条第4項、第18条の2第2項、第3項及び別表第2の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者については、改正後の岡山大学大学院教育学研究科規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者については、改正後の岡山大学大学院教育学研究科規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月27日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者については、改正後の岡山大学大学院教育学研究科規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月27日から施行し、平成30年度入学生より適用する。
- 2 平成29年度以前の入学者については、改正後の岡山大学大学院教育学研究科規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者については、改正後の岡山大学大学院教育学研究科規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 平成30年度の入学者については、改正後の岡山大学大学院教育学研究科規程第18条の2第1項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者については、改正後の岡山大学大学院教育学研究科規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

## 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学者については、改正後の岡山大学大学院教育学研究科規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

## 附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学者については、改正後の岡山大学大学院教育学研究科規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

## 附 則

この規程は、令和5年7月27日から施行する。

## 附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の入学者については、改正後の岡山大学大学院教育学研究科規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

## 附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前の入学者については、改正後の岡山大学大学院教育学研究科規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

別表1 授業科目  
(1) 教職実践専攻

科目区分	授 業 科 目	単位
共通科目	教育課程編成の実践と課題Ⅰ	1
	教育課程編成の実践と課題Ⅱ	1
	特色あるカリキュラムの開発Ⅰ	1
	特色あるカリキュラムの開発Ⅱ	1
	教材開発と授業デザインⅠ	1
	教材開発と授業デザインⅡ	1
	授業の指導計画と学習開発Ⅰ	1
	授業の指導計画と学習開発Ⅱ	1
	生徒指導と学校カウンセリングの実践と課題Ⅰ	1
	生徒指導と学校カウンセリングの実践と課題Ⅱ	1
	特別支援教育の実践と課題Ⅰ	1
	特別支援教育の実践と課題Ⅱ	1
	学級・学年・学校経営の実践と課題Ⅰ	1
	学級・学年・学校経営の実践と課題Ⅱ	1
	学校保健・学校安全とリスクマネジメントⅠ	1
	学校保健・学校安全とリスクマネジメントⅡ	1
	学校教育の役割と教員の職能開発Ⅰ	1
	学校教育の役割と教員の職能開発Ⅱ	1
	学校とコミュニティⅠ	1
	学校とコミュニティⅡ	1
	教科・領域を横断した学びのデザイン (E S D)	2
	教育実践研究の方法Ⅰ	1
	教育実践研究の方法Ⅱ	1
	教育実践論Ⅰ (カリキュラム)	1
	教育実践論Ⅱ (カリキュラム)	1
	教育実践論Ⅰ (マネジメント)	1
	教育実践論Ⅱ (マネジメント)	1
	教育実践論Ⅰ (地域協働)	1
	教育実践論Ⅱ (地域協働)	1
	教育実践論Ⅰ (特別支援教育)	1
	教育実践論Ⅱ (特別支援教育)	1
	教育実践論Ⅰ (養護教育)	1
	教育実践論Ⅱ (養護教育)	1
	教育実践論Ⅰ (国語科教育)	1
	教育実践論Ⅱ (国語科教育)	1
	教育実践論Ⅰ (社会科, 地理歴史科・公民科教育)	1
	教育実践論Ⅱ (社会科, 地理歴史科・公民科教育)	1
	教育実践論Ⅰ (算数科, 数学科教育)	1
	教育実践論Ⅱ (算数科, 数学科教育)	1
	教育実践論Ⅰ (理科教育)	1
	教育実践論Ⅱ (理科教育)	1
	教育実践論Ⅰ (音楽科教育)	1
	教育実践論Ⅱ (音楽科教育)	1
教育実践論Ⅰ (図画工作科, 美術工芸科教育)	1	
教育実践論Ⅱ (図画工作科, 美術工芸科教育)	1	
教育実践論Ⅰ (保健・体育科教育)	1	
教育実践論Ⅱ (保健・体育科教育)	1	
教育実践論Ⅰ (技術科教育)	1	
教育実践論Ⅱ (技術科教育)	1	
教育実践論Ⅰ (家庭科教育)	1	
教育実践論Ⅱ (家庭科教育)	1	
教育実践論Ⅰ (外国語 (英語) 科教育)	1	
教育実践論Ⅱ (外国語 (英語) 科教育)	1	
教育実践論Ⅰ (学習と発達)	1	
教育実践論Ⅱ (学習と発達)	1	
選択科目	授業アセスメント技術とその応用A	1

授業アセスメント技術とその応用B	1
指導と評価の理論と実践	1
教科の理念と原理Ⅰ（国語科教育）	1
教科の理念と原理Ⅱ（国語科教育）	1
教科の理念と原理Ⅰ（社会科，地理歴史科・公民科教育）	1
教科の理念と原理Ⅱ（社会科，地理歴史科・公民科教育）	1
教科の理念と原理Ⅰ（算数科，数学科教育）	1
教科の理念と原理Ⅱ（算数科，数学科教育）	1
教科の理念と原理Ⅰ（理科教育）	1
教科の理念と原理Ⅱ（理科教育）	1
教科の理念と原理Ⅰ（音楽科教育）	1
教科の理念と原理Ⅱ（音楽科教育）	1
教科の理念と原理Ⅰ（図画工作科，美術工芸科教育）	1
教科の理念と原理Ⅱ（図画工作科，美術工芸科教育）	1
教科の理念と原理Ⅰ（保健・体育科体育）	1
教科の理念と原理Ⅱ（保健・体育科体育）	1
教科の理念と原理Ⅰ（技術科教育）	1
教科の理念と原理Ⅱ（技術科教育）	1
教科の理念と原理Ⅰ（家庭科教育）	1
教科の理念と原理Ⅱ（家庭科教育）	1
教科の理念と原理Ⅰ（外国語（英語）科教育）	1
教科の理念と原理Ⅱ（外国語（英語）科教育）	1
学校保健の理念と原理Ⅰ	1
学校保健の理念と原理Ⅱ	1
<u>特別支援教育における授業づくりA</u>	<u>1</u>
<u>特別支援教育における授業づくりB</u>	<u>1</u>
<u>特別支援教育コーディネーター実践論A</u>	<u>1</u>
<u>特別支援教育コーディネーター実践論B</u>	<u>1</u>
<u>特別支援教育の理念と原理Ⅰ</u>	<u>1</u>
<u>特別支援教育の理念と原理Ⅱ</u>	<u>1</u>
<u>特別支援教育病理の遺伝学</u>	<u>1</u>
<u>特別支援教育病理の脳科学A</u>	<u>1</u>
<u>特別支援教育病理の脳科学B</u>	<u>1</u>
<u>特別支援の心理A</u>	<u>1</u>
<u>特別支援の心理B</u>	<u>1</u>
<u>特別支援臨床実践学A</u>	<u>1</u>
<u>特別支援臨床実践学B</u>	<u>1</u>
<u>知的障害教育実践学A</u>	<u>1</u>
<u>知的障害教育実践学B</u>	<u>1</u>
<u>視覚障害教育実践学A</u>	<u>1</u>
<u>視覚障害教育実践学B</u>	<u>1</u>
<u>聴覚障害教育実践学A</u>	<u>1</u>
<u>聴覚障害教育実践学B</u>	<u>1</u>
授業デザインの基礎・基本A	1
授業デザインの基礎・基本B	1
道徳科の理論と実践A	1
道徳科の理論と実践B	1
子ども分析と学級経営A	1
子ども分析と学級経営B	1
生徒指導と発達支援教育A	1
生徒指導と発達支援教育B	1
<u>インクルーシブ教育実践論Ⅰ</u>	<u>1</u>
<u>インクルーシブ教育実践論Ⅱ</u>	<u>1</u>
スクールリーダーと組織開発A	1
スクールリーダーと組織開発B	1
学校経営戦略と評価A	1
学校経営戦略と評価B	1
教育法規の理論と実務演習A	1
教育法規の理論と実務演習B	1

	学校改善と職能成長を導く校内研修のデザインとマネジメントA	1
	学校改善と職能成長を導く校内研修のデザインとマネジメントB	1
	学校におけるICT活用	1
	小学校英語の理論と実践A	1
	小学校英語の理論と実践B	1
	教育実践演習A	6
	教育実践演習B	4
	教育実践演習C	4
	教育実践演習D	2
	教育実践研究の方法I A	1
	教育実践研究の方法I B	1
	教育実践研究I (課題発見)	2
	教育実践研究II (課題解決)	2
	教育実践特別研究 (課題探究) カリキュラム	4
	教育実践特別研究 (課題探究) マネジメント	4
	教育実践特別研究 (課題探究) 地域協働	4
	教育実践特別研究 (課題探究) 特別支援教育	4
	教育実践特別研究 (課題探究) 養護教育	4
	教育実践特別研究 (課題探究) 国語科教育	4
	教育実践特別研究 (課題探究) 社会科, 地理歴史科・公民科教育	4
	教育実践特別研究 (課題探究) 算数科, 数学科教育	4
	教育実践特別研究 (課題探究) 理科教育	4
	教育実践特別研究 (課題探究) 音楽科教育	4
	教育実践特別研究 (課題探究) 図画工作科, 美術工芸科教育	4
	教育実践特別研究 (課題探究) 保健・体育科教育	4
	教育実践特別研究 (課題探究) 技術科教育	4
	教育実践特別研究 (課題探究) 家庭科教育	4
	教育実践特別研究 (課題探究) 外国語(英語)科教育	4
	教育実践特別研究 (課題探究) 学習と発達	4
	教育実践研究I (課題分析)	2
	教育実践研究II (課題提案)	2
	教育実践特別研究 (課題検証) カリキュラム	4
	教育実践特別研究 (課題検証) マネジメント	4
	教育実践特別研究 (課題検証) 地域協働	4
	教育実践特別研究 (課題検証) 特別支援教育	4
	教育実践特別研究 (課題検証) 養護教育	4
	教育実践特別研究 (課題検証) 国語科教育	4
	教育実践特別研究 (課題検証) 社会科, 地理歴史科・公民科教育	4
	教育実践特別研究 (課題検証) 算数科, 数学科教育	4
	教育実践特別研究 (課題検証) 理科教育	4
	教育実践特別研究 (課題検証) 音楽科教育	4
	教育実践特別研究 (課題検証) 図画工作科, 美術工芸科教育	4
	教育実践特別研究 (課題検証) 保健・体育科教育	4
	教育実践特別研究 (課題検証) 技術科教育	4
	教育実践特別研究 (課題検証) 家庭科教育	4
	教育実践特別研究 (課題検証) 外国語(英語)科教育	4
	教育実践特別研究 (課題検証) 学習と発達	4
学校における実習科目	課題発見実習	3
	課題解決実習	5
	課題探究実習	2
	課題分析実習	4
	課題検証実習	6
	教育実践特別実習A	4
	教育実践特別実習B	4
	教育実践特別実習C	2
	教育実践特別実習D	2

## (2) 教育科学専攻

## 1. 教育学学位プログラム

科目区分	授 業 科 目	単位	
研究科共通科目	教育科学の理念と今日的課題A	1	
大学院共通科目	リーダーシップとSDGs	2	
	教育科学プロジェクト研究概論	1	
プログラム 専門科目	課題解決型科目		
	教育科学の理念と今日的課題B	1	
	教育科学研究の方法 (研究・研修上の倫理, 法規, 行政)	1	
	教育科学研究の方法 (調査法, 実験法)	1	
	教育科学研究の方法 (教育科学とICT)	1	
	教育科学研究の方法 (教育と地域・起業)	1	
	教育実地展開概論 (教育と地域創生)	1	
	教育実地展開概論 (家庭生活と教育の多様性)	1	
	教育実地展開概論 (ESD)	1	
	教育実地展開概論 (国際教育比較)	1	
	教育実地展開概論 (教育のグローバル化)	1	
	PBL I	1	
	PBL II	1	
	PBL III	1	
	発達支援研究特論 I (発達基礎科学A)	1	
	発達支援研究特論 I (発達基礎科学B)	1	
	発達支援研究特論 III (幼児教育学A)	1	
	発達支援研究特論 III (幼児教育学B)	1	
	発達支援研究特論 III (養護実践学A)	1	
	発達支援研究特論 III (養護実践学B)	1	
	発達支援研究特論 IV (学校保健医科学A)	1	
	発達支援研究特論 IV (学校保健医科学B)	1	
	発達支援研究特論 IV (保育内容学A)	1	
	発達支援研究特論 IV (保育内容学B)	1	
	発達支援研究特論 V (幼児教育実践研究A)	1	
	発達支援研究特論 V (幼児教育実践研究B)	1	
	発達支援研究特論 V (養護教育実践研究A)	1	
	発達支援研究特論 V (養護教育実践研究B)	1	
	講義・演習科目	教育哲学特論 I A	1
		教育哲学特論 I B	1
		教育哲学特論 II A	1
		教育哲学特論 II B	1
		教育哲学特論演習 A	1
		教育哲学特論演習 B	1
		日本教育史特論 I A	1
		日本教育史特論 I B	1
		日本教育史特論 II A	1
		日本教育史特論 II B	1
		日本教育史特論演習 A	1
		日本教育史特論演習 B	1
		西洋教育史特論 I A	1
		西洋教育史特論 I B	1
		西洋教育史特論 II A	1
		西洋教育史特論 II B	1
		西洋教育史特論演習 A	1
		西洋教育史特論演習 B	1
学習心理学特論 A		1	
学習心理学特論 B		1	
学習心理学特論演習		2	
教育評価法特論 A		1	
教育評価法特論 B		1	
教育評価法特論演習		1	
発達心理学特論 I A		1	

発達心理学特論 I B	1
発達心理学特論 II A	1
発達心理学特論 II B	1
発達心理学特論演習	1
集団心理学特論 A	1
集団心理学特論 B	1
集団心理学特論演習	1
教育制度特論 A	1
教育制度特論 B	1
社会教育学特論 A	1
社会教育学特論 B	1
教育社会学特論 I A	1
教育社会学特論 I B	1
教育社会学特論 II A	1
教育社会学特論 II B	1
教育社会学特論演習 A	1
教育社会学特論演習 B	1
教育方法学特論 I A	1
教育方法学特論 I B	1
教育方法学特論 II A	1
教育方法学特論 II B	1
教育方法学特論演習 A	1
教育方法学特論演習 B	1
教育組織特論	1
教育組織特論演習	1
学校社会学特論 I A	1
学校社会学特論 I B	1
学校社会学特論 II A	1
学校社会学特論 II B	1
教育科学特論 (国語科教育学 I A)	1
教育科学特論 (国語科教育学 I B)	1
教育科学特論 (国語科教育学 II A)	1
教育科学特論 (国語科教育学 II B)	1
教育科学特論 (国語学 I A)	1
教育科学特論 (国語学 I B)	1
教育科学特論 (国語学 II A)	1
教育科学特論 (国語学 II B)	1
教育科学特論 (近代文学 I A)	1
教育科学特論 (近代文学 I B)	1
教育科学特論 (近代文学 II A)	1
教育科学特論 (近代文学 II B)	1
教育科学特論 (漢文学 I A)	1
教育科学特論 (漢文学 I B)	1
教育科学特論 (漢文学 II A)	1
教育科学特論 (漢文学 II B)	1
教育科学特論 (社会科教育学 I A)	1
教育科学特論 (社会科教育学 I B)	1
教育科学特論演習 (社会科教育学 I A)	1
教育科学特論演習 (社会科教育学 I B)	1
教育科学特論 (社会科教育学 II A)	1
教育科学特論 (社会科教育学 II B)	1
教育科学特論演習 (社会科教育学 II A)	1
教育科学特論演習 (社会科教育学 II B)	1
教育科学特論 (日本史 I A)	1
教育科学特論 (日本史 I B)	1
教育科学特論演習 (日本史 I A)	1
教育科学特論演習 (日本史 I B)	1
教育科学特論 (日本史 II A)	1
教育科学特論 (日本史 II B)	1

教育科学特論演習 (日本史ⅡA)	1
教育科学特論演習 (日本史ⅡB)	1
教育科学特論 (世界史ⅠA)	1
教育科学特論 (世界史ⅠB)	1
教育科学特論演習 (世界史ⅠA)	1
教育科学特論演習 (世界史ⅠB)	1
教育科学特論 (世界史ⅡA)	1
教育科学特論 (世界史ⅡB)	1
教育科学特論演習 (世界史ⅡA)	1
教育科学特論演習 (世界史ⅡB)	1
教育科学特論 (自然地理学ⅠA)	1
教育科学特論 (自然地理学ⅠB)	1
教育科学特論演習 (自然地理学ⅠA)	1
教育科学特論演習 (自然地理学ⅠB)	1
教育科学特論 (自然地理学ⅡA)	1
教育科学特論 (自然地理学ⅡB)	1
教育科学特論演習 (自然地理学ⅡA)	1
教育科学特論演習 (自然地理学ⅡB)	1
教育科学特論 (政治学ⅠA)	1
教育科学特論 (政治学ⅠB)	1
教育科学特論演習 (政治学ⅠA)	1
教育科学特論演習 (政治学ⅠB)	1
教育科学特論 (政治学ⅡA)	1
教育科学特論 (政治学ⅡB)	1
教育科学特論演習 (政治学ⅡA)	1
教育科学特論演習 (政治学ⅡB)	1
教育科学特論 (経済学ⅠA)	1
教育科学特論 (経済学ⅠB)	1
教育科学特論演習 (経済学ⅠA)	1
教育科学特論演習 (経済学ⅠB)	1
教育科学特論 (経済学ⅡA)	1
教育科学特論 (経済学ⅡB)	1
教育科学特論演習 (経済学ⅡA)	1
教育科学特論演習 (経済学ⅡB)	1
教育科学特論 (倫理学ⅠA)	1
教育科学特論 (倫理学ⅠB)	1
教育科学特論 (倫理学ⅡA)	1
教育科学特論 (倫理学ⅡB)	1
教育科学特論 (代数学ⅠA)	1
教育科学特論 (代数学ⅠB)	1
教育科学特論 (代数学ⅡA)	1
教育科学特論 (代数学ⅡB)	1
教育科学特論 (代数学ⅢA)	1
教育科学特論 (代数学ⅢB)	1
教育科学特論 (代数学ⅣA)	1
教育科学特論 (代数学ⅣB)	1
教育科学特論 (幾何学ⅠA)	1
教育科学特論 (幾何学ⅠB)	1
教育科学特論 (幾何学ⅡA)	1
教育科学特論 (幾何学ⅡB)	1
教育科学特論 (解析学ⅢA)	1
教育科学特論 (解析学ⅢB)	1
教育科学特論 (解析学ⅣA)	1
教育科学特論 (解析学ⅣB)	1
教育科学特論演習 (数学ⅠA)	1
教育科学特論演習 (数学ⅠB)	1
教育科学特論演習 (数学ⅠC)	1
教育科学特論演習 (数学ⅠE)	1
教育科学特論演習 (数学ⅡA)	1

教育科学特論演習 (数学ⅡB)	1
教育科学特論演習 (数学ⅡC)	1
教育科学特論演習 (数学ⅡE)	1
教育科学特論 (理科教育学ⅠA)	1
教育科学特論 (理科教育学ⅠB)	1
教育科学特論 (理科教育学ⅡA)	1
教育科学特論 (理科教育学ⅡB)	1
教育科学特論演習 (理科教育学A)	1
教育科学特論演習 (理科教育学B)	1
教育科学特論 (物理学ⅠA)	1
教育科学特論 (物理学ⅠB)	1
教育科学特論 (物理学ⅡA)	1
教育科学特論 (物理学ⅡB)	1
教育科学特論演習 (物理学ⅡA)	1
教育科学特論演習 (物理学ⅡB)	1
教育科学特論 (物理学ⅢA)	1
教育科学特論 (物理学ⅢB)	1
教育科学特論 (物理学ⅣA)	1
教育科学特論 (物理学ⅣB)	1
教育科学特論演習 (物理学ⅢA)	1
教育科学特論演習 (物理学ⅢB)	1
教育科学特論 (有機化学ⅠA)	1
教育科学特論 (有機化学ⅠB)	1
教育科学特論 (有機化学ⅡA)	1
教育科学特論 (有機化学ⅡB)	1
教育科学特論 (生物化学ⅠA)	1
教育科学特論 (生物化学ⅠB)	1
教育科学特論 (生物化学ⅡA)	1
教育科学特論 (生物化学ⅡB)	1
教育科学特論演習 (分析化学A)	1
教育科学特論演習 (分析化学B)	1
教育科学特論 (無機化学A)	1
教育科学特論 (無機化学B)	1
教育科学特論演習 (無機化学A)	1
教育科学特論演習 (無機化学B)	1
教育科学特論 (物理化学A)	1
教育科学特論 (物理化学B)	1
教育科学特論演習 (物理化学A)	1
教育科学特論演習 (物理化学B)	1
教育科学特論 (動物学ⅠA)	1
教育科学特論 (動物学ⅠB)	1
教育科学特論 (動物学ⅡA)	1
教育科学特論 (動物学ⅡB)	1
教育科学特論演習 (動物学A)	1
教育科学特論演習 (動物学B)	1
教育科学特論 (植物学ⅠA)	1
教育科学特論 (植物学ⅠB)	1
教育科学特論演習 (植物学A)	1
教育科学特論演習 (植物学B)	1
教育科学特論 (植物学ⅡA)	1
教育科学特論 (植物学ⅡB)	1
教育科学特論 (固体地球科学A)	1
教育科学特論 (固体地球科学B)	1
教育科学特論演習 (固体地球科学A)	1
教育科学特論演習 (固体地球科学B)	1
教育科学特論 (流体地球科学A)	1
教育科学特論 (流体地球科学B)	1
教育科学特論演習 (流体地球科学A)	1
教育科学特論演習 (流体地球科学B)	1

教育科学特論	(音楽科教育学 I A)	1
教育科学特論	(音楽科教育学 I B)	1
教育科学特論	(音楽科教育学 II A)	1
教育科学特論	(音楽科教育学 II B)	1
教育科学特論	(声楽 I A)	1
教育科学特論	(声楽 I B)	1
教育科学特論	(声楽 II A)	1
教育科学特論	(声楽 II B)	1
教育科学特論	(器楽 I A)	1
教育科学特論	(器楽 I B)	1
教育科学特論	(器楽 II A)	1
教育科学特論	(器楽 II B)	1
教育科学特論	(器楽 III A)	1
教育科学特論	(器楽 III B)	1
教育科学特論	(器楽 IV A)	1
教育科学特論	(器楽 IV B)	1
教育科学特論	(美術科教育学 I A)	1
教育科学特論	(美術科教育学 I B)	1
教育科学特論	(美術科教育学 II A)	1
教育科学特論	(美術科教育学 II B)	1
教育科学特論	(美術科教育学 III A)	1
教育科学特論	(美術科教育学 III B)	1
教育科学特論	(美術科教育学 IV A)	1
教育科学特論	(美術科教育学 IV B)	1
教育科学特論	(美術科教育学 V A)	1
教育科学特論	(美術科教育学 V B)	1
教育科学特論	(美術科教育学 VI A)	1
教育科学特論	(美術科教育学 VI B)	1
教育科学特論	(美術科教育学 VII A)	1
教育科学特論	(美術科教育学 VII B)	1
教育科学特論	(平面造形 I A)	1
教育科学特論	(平面造形 I B)	1
教育科学特論	(平面造形 II A)	1
教育科学特論	(平面造形 II B)	1
教育科学特論	(立体造形 I A)	1
教育科学特論	(立体造形 I B)	1
教育科学特論	(立体造形 II A)	1
教育科学特論	(立体造形 II B)	1
教育科学特論	(立体造形 III A)	1
教育科学特論	(立体造形 III B)	1
教育科学特論	(美術理論・美術史 A)	1
教育科学特論	(美術理論・美術史 B)	1
教育科学特論	(美術理論・鑑賞 A)	1
教育科学特論	(美術理論・鑑賞 B)	1
教育科学特論	(保健体育科教育学 I A)	1
教育科学特論	(保健体育科教育学 I B)	1
教育科学特論	(保健体育科教育学 II A)	1
教育科学特論	(保健体育科教育学 II B)	1
教育科学特論	(体育学 A)	1
教育科学特論	(体育学 B)	1
教育科学特論	演習 (体育学 A)	1
教育科学特論	演習 (体育学 B)	1
教育科学特論	(運動学 I A)	1
教育科学特論	(運動学 I B)	1
教育科学特論	演習 (運動学 I A)	1
教育科学特論	演習 (運動学 I B)	1
教育科学特論	(学校保健学 A)	1
教育科学特論	(学校保健学 B)	1
教育科学特論	(技術科教育学 I A)	1

教育科学特論 (技術科教育学 I B)	1
教育科学特論 (技術科教育学 II A)	1
教育科学特論 (技術科教育学 II B)	1
教育科学特論 (機械 I A)	1
教育科学特論 (機械 I B)	1
教育科学特論 (機械 II A)	1
教育科学特論 (機械 II B)	1
教育科学特論 (電気 I A)	1
教育科学特論 (電気 I B)	1
教育科学特論 (電気 II A)	1
教育科学特論 (電気 II B)	1
教育科学特論 (情報 I A)	1
教育科学特論 (情報 I B)	1
教育科学特論 (情報 II A)	1
教育科学特論 (情報 II B)	1
教育科学特論 (家庭科教育学 I A)	1
教育科学特論 (家庭科教育学 I B)	1
教育科学特論 (家庭経営学 A)	1
教育科学特論 (家庭経営学 B)	1
教育科学特論 (家族関係学 I A)	1
教育科学特論 (家族関係学 I B)	1
教育科学特論 (家族関係学 II A)	1
教育科学特論 (家族関係学 II B)	1
教育科学特論 (食物科学 I A)	1
教育科学特論 (食物科学 I B)	1
教育科学特論 (食物科学 II A)	1
教育科学特論 (食物科学 II B)	1
教育科学特論 (食物科学 III A)	1
教育科学特論 (食物科学 III B)	1
教育科学特論 (被服科学 I A)	1
教育科学特論 (被服科学 I B)	1
教育科学特論 (被服科学 II A)	1
教育科学特論 (被服科学 II B)	1
教育科学特論 実験 (被服科学 A)	1
教育科学特論 実験 (被服科学 B)	1
教育科学特論 (英語科教育学 I A)	1
教育科学特論 (英語科教育学 I B)	1
教育科学特論 (英語科教育学 II A)	1
教育科学特論 (英語科教育学 II B)	1
教育科学特論 (英語学 I A)	1
教育科学特論 (英語学 I B)	1
教育科学特論 (英語学 II A)	1
教育科学特論 (英語学 II B)	1
教育科学特論 (英米文学 I A)	1
教育科学特論 (英米文学 I B)	1
教育科学特論 (英米文学 II A)	1
教育科学特論 (英米文学 II B)	1
P B L 特論 I	1
P B L 特論 II	1
P B L 特論 III	1
P B L 特論 IV	1
P B L 特論 V	1
P B L 特論 VI	1
P B L 特論 VII	1
P B L 特論 VIII	1
保育内容特論 (造形表現 A)	1
保育内容特論 (造形表現 B)	1
保育内容特論 演習 (造形表現 A)	1
保育内容特論 演習 (造形表現 B)	1

	保育内容特論（健康A）	1
	保育内容特論（健康B）	1
	保育内容特論演習（健康A）	1
	保育内容特論演習（健康B）	1
	保育内容特論（人間関係A）	1
	保育内容特論（人間関係B）	1
	保育内容特論演習（人間関係A）	1
	保育内容特論演習（人間関係B）	1
	幼児教育学特論A	1
	幼児教育学特論B	1
	幼児教育学特論演習A	1
	幼児教育学特論演習B	1
	幼児心理学特論A	1
	幼児心理学特論B	1
	幼児心理学特論演習A	1
	幼児心理学特論演習B	1
	養護実践学特論（養護教諭論A）	1
	養護実践学特論（養護教諭論B）	1
	養護実践学特論演習（養護教諭論A）	1
	養護実践学特論演習（養護教諭論B）	1
	養護実践学特論（学校保健学A）	1
	養護実践学特論（学校保健学B）	1
	養護実践学特論演習（学校保健学A）	1
	養護実践学特論演習（学校保健学B）	1
	学校保健医科学特論（健康科学A）	1
	学校保健医科学特論（健康科学B）	1
	学校保健医科学特論演習（健康科学A）	1
	学校保健医科学特論演習（健康科学B）	1
	学校保健医科学特論（環境と健康A）	1
	学校保健医科学特論（環境と健康B）	1
	学校保健医科学特論演習（環境と健康A）	1
	学校保健医科学特論演習（環境と健康B）	1
	グローバル・プレゼンテーション1	1
	グローバル・プレゼンテーション2	1
大学院共通科目 （課題研究）	教育科学課題研究	4

## 2. 教育データサイエンス学位プログラム

科目区分	授 業 科 目	単 位
研究科共通科目	教育科学の理念と今日的課題A	1
大学院共通科目	リーダーシップとSDGs	2
	教育データサイエンス実践インターンシップI	1
プログラム 専門科目	教育科学の理念と今日的課題B	1
	教育科学研究の方法 (研究・研修上の倫理, 法規, 行政)	1
	教育科学研究の方法 (調査法, 実験法)	1
	教育科学研究の方法 (教育科学とICT)	1
	教育科学研究の方法 (教育と地域・起業)	1
	教育実地展開概論 (教育と地域創生)	1
	教育実地展開概論 (家庭生活と教育の多様性)	1
	教育実地展開概論 (ESD)	1
	教育実地展開概論 (国際教育比較)	1
	教育実地展開概論 (教育のグローバル化)	1
	教育科学プロジェクト研究概論	1
	PBL I	1
	PBL II	1
	発達支援研究特論 I (発達基礎科学A)	1
	発達支援研究特論 I (発達基礎科学B)	1
	発達支援研究特論 III (幼児教育学A)	1
	発達支援研究特論 III (幼児教育学B)	1
	発達支援研究特論 III (養護実践学A)	1
	発達支援研究特論 III (養護実践学B)	1
	発達支援研究特論 IV (保育内容学A)	1
	発達支援研究特論 IV (保育内容学B)	1
	発達支援研究特論 IV (学校保健医科学A)	1
	発達支援研究特論 IV (学校保健医科学B)	1
	発達支援研究特論 V (幼児教育実践研究A)	1
	発達支援研究特論 V (幼児教育実践研究B)	1
	発達支援研究特論 V (養護教育実践研究A)	1
	発達支援研究特論 V (養護教育実践研究B)	1
	教育哲学特論 I A	1
	教育哲学特論 I B	1
	教育哲学特論 II A	1
	教育哲学特論 II B	1
	教育哲学特論演習 A	1
	教育哲学特論演習 B	1
	日本教育史特論 I A	1
	日本教育史特論 I B	1
	日本教育史特論 II A	1
	日本教育史特論 II B	1
	日本教育史特論演習 A	1
	日本教育史特論演習 B	1
	西洋教育史特論 I A	1
	西洋教育史特論 I B	1
	西洋教育史特論 II A	1
	西洋教育史特論 II B	1
	西洋教育史特論演習 A	1
	西洋教育史特論演習 B	1
	学習心理学特論 A	1
	学習心理学特論 B	1
教育評価法特論 A	1	
教育評価法特論 B	1	
発達心理学特論 I A	1	
発達心理学特論 I B	1	
発達心理学特論 II A	1	
発達心理学特論 II B	1	

集団心理学特論 A	1
集団心理学特論 B	1
教育制度特論 A	1
教育制度特論 B	1
社会教育学特論 A	1
社会教育学特論 B	1
教育社会学特論 I A	1
教育社会学特論 I B	1
教育社会学特論 II A	1
教育社会学特論 II B	1
教育社会学特論演習 A	1
教育社会学特論演習 B	1
教育方法学特論 I A	1
教育方法学特論 I B	1
教育方法学特論 II A	1
教育方法学特論 II B	1
教育方法学特論演習 A	1
教育方法学特論演習 B	1
教育組織特論	1
教育組織特論演習	1
学校社会学特論 I A	1
学校社会学特論 I B	1
学校社会学特論 II A	1
学校社会学特論 II B	1
教育科学特論 (国語科教育学 I A)	1
教育科学特論 (国語科教育学 I B)	1
教育科学特論 (国語科教育学 II A)	1
教育科学特論 (国語科教育学 II B)	1
教育科学特論 (国語学 I A)	1
教育科学特論 (国語学 I B)	1
教育科学特論 (国語学 II A)	1
教育科学特論 (国語学 II B)	1
教育科学特論 (近代文学 I A)	1
教育科学特論 (近代文学 I B)	1
教育科学特論 (近代文学 II A)	1
教育科学特論 (近代文学 II B)	1
教育科学特論 (漢文学 I A)	1
教育科学特論 (漢文学 I B)	1
教育科学特論 (漢文学 II A)	1
教育科学特論 (漢文学 II B)	1
教育科学特論 (社会科教育学 I A)	1
教育科学特論 (社会科教育学 I B)	1
教育科学特論演習 (社会科教育学 I A)	1
教育科学特論演習 (社会科教育学 I B)	1
教育科学特論 (社会科教育学 II A)	1
教育科学特論 (社会科教育学 II B)	1
教育科学特論演習 (社会科教育学 II A)	1
教育科学特論演習 (社会科教育学 II B)	1
教育科学特論 (日本史 I A)	1
教育科学特論 (日本史 I B)	1
教育科学特論演習 (日本史 I A)	1
教育科学特論演習 (日本史 I B)	1
教育科学特論 (日本史 II A)	1
教育科学特論 (日本史 II B)	1
教育科学特論演習 (日本史 II A)	1
教育科学特論演習 (日本史 II B)	1
教育科学特論 (世界史 I A)	1
教育科学特論 (世界史 I B)	1
教育科学特論演習 (世界史 I A)	1

教育科学特論演習 (世界史 I B)	1
教育科学特論 (世界史 II A)	1
教育科学特論 (世界史 II B)	1
教育科学特論演習 (世界史 II A)	1
教育科学特論演習 (世界史 II B)	1
教育科学特論 (自然地理学 I A)	1
教育科学特論 (自然地理学 I B)	1
教育科学特論演習 (自然地理学 I A)	1
教育科学特論演習 (自然地理学 I B)	1
教育科学特論 (自然地理学 II A)	1
教育科学特論 (自然地理学 II B)	1
教育科学特論演習 (自然地理学 II A)	1
教育科学特論演習 (自然地理学 II B)	1
教育科学特論 (政治学 I A)	1
教育科学特論 (政治学 I B)	1
教育科学特論演習 (政治学 I A)	1
教育科学特論演習 (政治学 I B)	1
教育科学特論 (政治学 II A)	1
教育科学特論 (政治学 II B)	1
教育科学特論演習 (政治学 II A)	1
教育科学特論演習 (政治学 II B)	1
教育科学特論 (経済学 I A)	1
教育科学特論 (経済学 I B)	1
教育科学特論演習 (経済学 I A)	1
教育科学特論演習 (経済学 I B)	1
教育科学特論 (経済学 II A)	1
教育科学特論 (経済学 II B)	1
教育科学特論演習 (経済学 II A)	1
教育科学特論演習 (経済学 II B)	1
教育科学特論 (倫理学 I A)	1
教育科学特論 (倫理学 I B)	1
教育科学特論 (倫理学 II A)	1
教育科学特論 (倫理学 II B)	1
教育科学特論 (代数学 I A)	1
教育科学特論 (代数学 I B)	1
教育科学特論 (代数学 II A)	1
教育科学特論 (代数学 II B)	1
教育科学特論 (代数学 III A)	1
教育科学特論 (代数学 III B)	1
教育科学特論 (代数学 IV A)	1
教育科学特論 (代数学 IV B)	1
教育科学特論 (幾何学 I A)	1
教育科学特論 (幾何学 I B)	1
教育科学特論 (幾何学 II A)	1
教育科学特論 (幾何学 II B)	1
教育科学特論 (解析学 III A)	1
教育科学特論 (解析学 III B)	1
教育科学特論 (解析学 IV A)	1
教育科学特論 (解析学 IV B)	1
教育科学特論演習 (数学 I A)	1
教育科学特論演習 (数学 I B)	1
教育科学特論演習 (数学 I C)	1
教育科学特論演習 (数学 I E)	1
教育科学特論演習 (数学 II A)	1
教育科学特論演習 (数学 II B)	1
教育科学特論演習 (数学 II C)	1
教育科学特論演習 (数学 II E)	1
教育科学特論 (理科教育学 I A)	1
教育科学特論 (理科教育学 I B)	1

教育科学特論 (理科教育学ⅡA)	1
教育科学特論 (理科教育学ⅡB)	1
教育科学特論演習 (理科教育学A)	1
教育科学特論演習 (理科教育学B)	1
教育科学特論 (物理学ⅠA)	1
教育科学特論 (物理学ⅠB)	1
教育科学特論 (物理学ⅡA)	1
教育科学特論 (物理学ⅡB)	1
教育科学特論演習 (物理学ⅡA)	1
教育科学特論演習 (物理学ⅡB)	1
教育科学特論 (物理学ⅢA)	1
教育科学特論 (物理学ⅢB)	1
教育科学特論 (物理学ⅣA)	1
教育科学特論 (物理学ⅣB)	1
教育科学特論演習 (物理学ⅢA)	1
教育科学特論演習 (物理学ⅢB)	1
教育科学特論 (有機化学ⅠA)	1
教育科学特論 (有機化学ⅠB)	1
教育科学特論 (有機化学ⅡA)	1
教育科学特論 (有機化学ⅡB)	1
教育科学特論 (生物化学ⅠA)	1
教育科学特論 (生物化学ⅠB)	1
教育科学特論 (生物化学ⅡA)	1
教育科学特論 (生物化学ⅡB)	1
教育科学特論演習 (分析化学A)	1
教育科学特論演習 (分析化学B)	1
教育科学特論 (無機化学A)	1
教育科学特論 (無機化学B)	1
教育科学特論演習 (無機化学A)	1
教育科学特論演習 (無機化学B)	1
教育科学特論 (物理化学A)	1
教育科学特論 (物理化学B)	1
教育科学特論演習 (物理化学A)	1
教育科学特論演習 (物理化学B)	1
教育科学特論 (動物学ⅠA)	1
教育科学特論 (動物学ⅠB)	1
教育科学特論 (動物学ⅡA)	1
教育科学特論 (動物学ⅡB)	1
教育科学特論演習 (動物学A)	1
教育科学特論演習 (動物学B)	1
教育科学特論 (植物学ⅠA)	1
教育科学特論 (植物学ⅠB)	1
教育科学特論演習 (植物学A)	1
教育科学特論演習 (植物学B)	1
教育科学特論 (植物学ⅡA)	1
教育科学特論 (植物学ⅡB)	1
教育科学特論 (固体地球科学A)	1
教育科学特論 (固体地球科学B)	1
教育科学特論演習 (固体地球科学A)	1
教育科学特論演習 (固体地球科学B)	1
教育科学特論 (流体地球科学A)	1
教育科学特論 (流体地球科学B)	1
教育科学特論演習 (流体地球科学A)	1
教育科学特論演習 (流体地球科学B)	1
教育科学特論 (音楽科教育学ⅠA)	1
教育科学特論 (音楽科教育学ⅠB)	1
教育科学特論 (音楽科教育学ⅡA)	1
教育科学特論 (音楽科教育学ⅡB)	1
教育科学特論 (声楽ⅠA)	1

教育科学特論	(声乐 I B)	1
教育科学特論	(声乐 II A)	1
教育科学特論	(声乐 II B)	1
教育科学特論	(器楽 I A)	1
教育科学特論	(器楽 I B)	1
教育科学特論	(器楽 II A)	1
教育科学特論	(器楽 II B)	1
教育科学特論	(器楽 III A)	1
教育科学特論	(器楽 III B)	1
教育科学特論	(器楽 IV A)	1
教育科学特論	(器楽 IV B)	1
教育科学特論	(美術科教育学 I A)	1
教育科学特論	(美術科教育学 I B)	1
教育科学特論	(美術科教育学 II A)	1
教育科学特論	(美術科教育学 II B)	1
教育科学特論	(美術科教育学 III A)	1
教育科学特論	(美術科教育学 III B)	1
教育科学特論	(美術科教育学 IV A)	1
教育科学特論	(美術科教育学 IV B)	1
教育科学特論	(美術科教育学 V A)	1
教育科学特論	(美術科教育学 V B)	1
教育科学特論	(美術科教育学 VI A)	1
教育科学特論	(美術科教育学 VI B)	1
教育科学特論	(美術科教育学 VII A)	1
教育科学特論	(美術科教育学 VII B)	1
教育科学特論	(平面造形 I A)	1
教育科学特論	(平面造形 I B)	1
教育科学特論	(平面造形 II A)	1
教育科学特論	(平面造形 II B)	1
教育科学特論	(立体造形 I A)	1
教育科学特論	(立体造形 I B)	1
教育科学特論	(立体造形 II A)	1
教育科学特論	(立体造形 II B)	1
教育科学特論	(立体造形 III A)	1
教育科学特論	(立体造形 III B)	1
教育科学特論	(美術理論・美術史 A)	1
教育科学特論	(美術理論・美術史 B)	1
教育科学特論	(美術理論・鑑賞 A)	1
教育科学特論	(美術理論・鑑賞 B)	1
教育科学特論	(保健体育科教育学 I A)	1
教育科学特論	(保健体育科教育学 I B)	1
教育科学特論	(保健体育科教育学 II A)	1
教育科学特論	(保健体育科教育学 II B)	1
教育科学特論	(体育学 A)	1
教育科学特論	(体育学 B)	1
教育科学特論	演習 (体育学 A)	1
教育科学特論	演習 (体育学 B)	1
教育科学特論	(運動学 I A)	1
教育科学特論	(運動学 I B)	1
教育科学特論	演習 (運動学 I A)	1
教育科学特論	演習 (運動学 I B)	1
教育科学特論	(学校保健学 A)	1
教育科学特論	(学校保健学 B)	1
教育科学特論	(技術科教育学 I A)	1
教育科学特論	(技術科教育学 I B)	1
教育科学特論	(技術科教育学 II A)	1
教育科学特論	(技術科教育学 II B)	1
教育科学特論	(機械 I A)	1
教育科学特論	(機械 I B)	1

	教育科学特論 (機械ⅡA)	1
	教育科学特論 (機械ⅡB)	1
	教育科学特論 (電気ⅠA)	1
	教育科学特論 (電気ⅠB)	1
	教育科学特論 (電気ⅡA)	1
	教育科学特論 (電気ⅡB)	1
	教育科学特論 (情報ⅠA)	1
	教育科学特論 (情報ⅠB)	1
	教育科学特論 (情報ⅡA)	1
	教育科学特論 (情報ⅡB)	1
	教育科学特論 (家庭科教育学ⅠA)	1
	教育科学特論 (家庭科教育学ⅠB)	1
	教育科学特論 (家庭経営学A)	1
	教育科学特論 (家庭経営学B)	1
	教育科学特論 (家族関係学ⅠA)	1
	教育科学特論 (家族関係学ⅠB)	1
	教育科学特論 (家族関係学ⅡA)	1
	教育科学特論 (家族関係学ⅡB)	1
	教育科学特論 (食物科学ⅠA)	1
	教育科学特論 (食物科学ⅠB)	1
	教育科学特論 (食物科学ⅡA)	1
	教育科学特論 (食物科学ⅡB)	1
	教育科学特論 (食物科学ⅢA)	1
	教育科学特論 (食物科学ⅢB)	1
	教育科学特論 (被服科学ⅠA)	1
	教育科学特論 (被服科学ⅠB)	1
	教育科学特論 (被服科学ⅡA)	1
	教育科学特論 (被服科学ⅡB)	1
	教育科学特論実験 (被服科学A)	1
	教育科学特論実験 (被服科学B)	1
	教育科学特論 (英語科教育学ⅠA)	1
	教育科学特論 (英語科教育学ⅠB)	1
	教育科学特論 (英語科教育学ⅡA)	1
	教育科学特論 (英語科教育学ⅡB)	1
	教育科学特論 (英語学ⅠA)	1
	教育科学特論 (英語学ⅠB)	1
	教育科学特論 (英語学ⅡA)	1
	教育科学特論 (英語学ⅡB)	1
	教育科学特論 (英米文学ⅠA)	1
	教育科学特論 (英米文学ⅠB)	1
	教育科学特論 (英米文学ⅡA)	1
	教育科学特論 (英米文学ⅡB)	1
	PBL特論Ⅰ	1
	PBL特論Ⅱ	1
	PBL特論Ⅲ	1
	PBL特論Ⅳ	1
	PBL特論Ⅴ	1
	PBL特論Ⅵ	1
	PBL特論Ⅶ	1
	PBL特論Ⅷ	1
	保育内容特論 (造形表現A)	1
	保育内容特論 (造形表現B)	1
	保育内容特論演習 (造形表現A)	1
	保育内容特論演習 (造形表現B)	1
	保育内容特論 (健康A)	1
	保育内容特論 (健康B)	1
	保育内容特論演習 (健康A)	1
	保育内容特論演習 (健康B)	1
	保育内容特論 (人間関係A)	1

	保育内容特論（人間関係B）	1
	保育内容特論演習（人間関係A）	1
	保育内容特論演習（人間関係B）	1
	幼児教育学特論A	1
	幼児教育学特論B	1
	幼児教育学特論演習A	1
	幼児教育学特論演習B	1
	幼児心理学特論A	1
	幼児心理学特論B	1
	幼児心理学特論演習A	1
	幼児心理学特論演習B	1
	養護実践学特論（養護教諭論A）	1
	養護実践学特論（養護教諭論B）	1
	養護実践学特論演習（養護教諭論A）	1
	養護実践学特論演習（養護教諭論B）	1
	養護実践学特論（学校保健学A）	1
	養護実践学特論（学校保健学B）	1
	養護実践学特論演習（学校保健学A）	1
	養護実践学特論演習（学校保健学B）	1
	学校保健医科学特論（健康科学A）	1
	学校保健医科学特論（健康科学B）	1
	学校保健医科学特論演習（健康科学A）	1
	学校保健医科学特論演習（健康科学B）	1
	学校保健医科学特論（環境と健康A）	1
	学校保健医科学特論（環境と健康B）	1
	学校保健医科学特論演習（環境と健康A）	1
	学校保健医科学特論演習（環境と健康B）	1
	グローバル・プレゼンテーション1	1
	グローバル・プレゼンテーション2	1
教育データサイエンス科目	教育データサイエンス実践インターンシップII	1
	心理データアセスメント特論	2
	スケジュール科学特論演習	2
	行動科学評価法特論演習	2
	認知学習行動科学特論演習	2
	発達行動科学特論演習	2
	集団行動科学特論演習	2
	教育科学のための計量分析I	2
	教育科学のための計量分析II	2
	教育科学のための計量分析演習I	2
	教育科学のための計量分析演習II	2
	計量文献学特論演習	2
	時空間情報処理演習	2
	デジタル資料活用演習	2
	テキスト処理演習	2
	データ連携活用演習	2
	メタバース空間構築演習	2
	データサイエンス概論	2
	ExcelとRを用いたデータ処理	1
	Pythonを用いたビッグデータ解析	2
	No Codeを用いたデザイン	1
	教育イノベーション演習	2
	教育DXハッカソン	2
大学院共通科目 （課題研究）	教育科学課題研究	4